

第448回（定例）福崎町議会会議録

平成25年3月8日（金）
午前9時30分開議

1. 平成25年3月8日、第448回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 16名

1番	北山孝彦	9番	宮内富夫
2番	牛尾雅一	10番	釜坂道弘
3番	石野光市	11番	東森修一
4番	小林博	12番	富田昭市
5番	志水正幸	13番	城谷英之
6番	福永繁一	14番	吉識定和
7番	前川裕量	15番	高井國年
8番	難波靖通	16番	松岡秀人

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 志水利雄 主 査 吉識功二

1. 説明のため出席した職員

町 長	嶋田正義	副 町 長	橋本省三
教 育 長	高寄十郎	技 監	西川尚浩
民生参事兼健康福祉課長	牛尾敏博	総 務 課 長	尾崎吉晴
企画財政課長	福永聡	税 務 課 長	中塚保彦
会計管理者	高松伸一	住 民 生 活 課 長	松岡英二
まちづくり課長	豊國明仁	産 業 課 長	近藤博之
下水道課長	井上茂樹	水 道 課 長	長澤茂弘
社会教育課長	山下健介	学 校 教 育 課 長	山本欽也

1. 議事日程

第 1 閉会中の所管事務調査報告
第 2 質疑
第 3 討論・採決
第 4 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
第 5 特別委員会の設置
第 6 委員会付託

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 閉会中の所管事務調査報告
日程第 2 質疑
日程第 3 討論・採決
日程第 4 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
日程第 5 特別委員会の設置
日程第 6 委員会付託

1. 開議

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員数は16名でございます。
定足数に達しております。よって、本日の会議を開きます。
なお、日程に入ります前に、議案第17号の繰越明許費に訂正の申し出がありますので、許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
暫時休憩いたします。

◇

休憩 午前9時31分

再開 午前9時32分

◇

議 長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
資料の配付漏れはございませんか。
(「なし」の声あり)

議 長 ないようですので、担当課長から説明を求めます。

財 政 課 長 失礼をいたします。

訂正の理由を申し上げます。議案第17号、平成24年度福崎町一般会計補正予算第6号の第2表、繰越明許費につきまして、5款農林水産業費、1項農業費、震災対策農業水利施設整備事業でございますが、1,550万円につきまして登載漏れがございました。それにつきまして、差しかえをお願いするものでございます。

この事業の歳出につきましては、事項別明細書の61ページでございます。8目のため池整備事業に計上しております、ため池震災点検委託料及びため池耐震診断委託料の合計1,550万円を全額平成25年度に繰り越すものでございます。

議案の差しかえをお願いするとともに、深くおわび申し上げます。すみませんでした。

議 長 それでは、これから本日の日程に入ります。

日程第1 閉会中の所管事務調査報告

議 長 日程により、閉会中の所管事務調査報告に入ります。
各委員会からそれぞれ報告を受けてまいります。
それでは、総務文教常任委員会から報告をお願いします。
総務文教常任委員長 東森修一議員。

東森総務文教 失礼します。

常 任 委 員 長 総務文教常任委員会より閉会中の委員会での各課の報告事項について調査をいたしました。

去る1月28日に、町長、副町長、教育長、会計管理者、各担当課長出席のもと委員会を開催、調査をいたしました。

総務課からは、嘱託・臨時職員採用試験について、平成25年1月25日現在の区長の異動について、福崎町各財産区議会議員選挙について、福崎町議会議員

選挙について、役場庁舎2階照明器具改修工事の入札結果について、資料により報告を受けました。

企画財政課からは、共有持分移転登記手続請求事件に関する訴えの提起後の状況について、平成25年度機構改革案について、(仮称)自律(立)のまちづくり推進交付金について、自治基本条例パブリックコメントの実施について、平成24、25年度競争入札等参加資格審査申請の追加受付について、地縁団体の認可について、資料により報告を受けました。

出納室からは、平成24年度歳入歳出計算書(平成24年12月31日現在)について、資料により報告を受けました。

税務課からは、平成24年度町税等の徴収実績(平成24年12月31日現在)について、平成24年分所得税住民税の申告相談について、滞納整理対策委員会合同徴収実績(平成24年12月31日現在)について、農業所得個別相談会を実施し、269件の相談があったとの報告を受けました。

租税教室の開催について、資料により報告を受けました。

学校教育課からは、福崎町児童虐待防止マニュアルについて、(仮称)福崎東部学童保育園建設工事及び福崎東中学校屋外トイレ下水道切りかえ工事の入札結果について、資料により報告を受けました。

社会教育課からは、第5回吉識雅夫科学賞について、福崎町子どもの読書活動推進計画について、学校支援地域本部事業ウインタースクールの日程及び参加申し込み状況について、平成25年福崎町成人式の出席状況について、兵庫県指定文化財三木家住宅臨時公開について、町内外から450名程度の参加者があったとの報告を受けました。

2回目の委員会は2月21日に、町長、副町長、教育長、会計管理者、各担当課長出席のもと、委員会を開催、調査いたしました。

総務課からは嘱託・臨時職員採用試験結果について、保育士臨時職員の追加募集について、区長の異動について、説明を求めるとともに、福崎町区長名簿(平成25年2月21日現在)について、資料により報告を受けました。

企画財政課からは、共有持分移転登記手続請求事件に関する訴えの提起後の状況について、ふるさと応援寄附金の受け入れ状況について、下水道マンホール施工不備等に対する対応について、近畿医療福祉大学の固定資産税還付に対する交付税の取り扱いについて、報告を受けました。

出納室からは、平成24年度歳入歳出計算書(平成25年1月31日現在)について、資料により報告を受けました。

税務課からは、平成25年度住民税改正事項及び平成25年度税制改正大綱の概要について、平成25年度固定資産評価額縦覧台帳の縦覧を、4月1日から4月30日まで行うとの報告を受けました。また、第6回滞納整理対策委員会を3月18日に開催予定であるとの報告を受けました。

学校教育課からは、福崎町健全な子どもの育成五つの方針について、平成25年度福崎町学力向上プランについて、福崎幼稚園駐車場拡幅工事及び福崎東中学校体育館補修工事の入札結果について、建設工事等の進捗状況について、インフルエンザの罹患状況について、資料により報告を受けました。また、私立高校の入学試験について、全員合格との報告を受けました。

社会教育課からは、平成24年度文化功績賞及びスポーツ功績賞について、柳田國男ふるさと賞の創設について、エルデホールの自主事業について、資料により報告を受けました。

質問の多くは文言と数字の確認が主なものでありました。

委員から、「テレビ、新聞などで早期退職の職員が多いと報道されていますが、福崎町の場合はどうか」との問いに、「テレビ等で報道されているような1月2月の退職者はない。神崎郡内でもない」とのことでした。

以上で、報告を終わります。

議長 次は、民生常任委員会から報告をお願いします。

民生常任委員長 難波靖通議員。

難波民生 民生常任委員会より、事務調査報告をいたします。

常任委員長 委員会は、1月31日、2月22日、町長、副町長、関係各課長の出席のもと、2回開催し、調査を行いました。

1月31日は、住民生活課から、公害防止協定の協議が3件ございました。

日本パーカライジング株式会社が福崎工業団地19号地に進出し、自然エネルギーによる事業、太陽光発電施設を建設する。質疑として、例についてございました。償却資産による事業で、太陽光発電施設については、20年で1,500万円程度と答弁がございました。採算について質疑があり、1年で2,220万8,000円程度、20年で4億4,400万円程度の売上があり、採算ベースに合うと、答弁がございました。

未進出地について質疑があり、売却等については特に情報を得ていないとの答弁がございました。

関西大王製紙パッケージ株式会社から、荷さばき場、倉庫、物置、詰所の増築工事の申請が提出をされました。

株式会社マングラム福崎工場から、産業排水処理施設曝気槽増設及び生活排水処理設備改造工事、透水性アスファルト舗装工事の申請が提出をされました。

水処理状況について質疑があり、基準値以下であるとの答弁がございました。設備完成後、現地を確認するように要請をいたしました。確認をするとの答弁を得ました。

3件とも慎重審議の結果、全員賛成で了承することといたしました。

報告は、住民生活課から、矢口奥池の開発行為について、報告を受けました。復旧工事完了確認書を町と地域自治会との契約を交わした。廃棄物の確認について質疑があり、「協定にも盛り込んでおり、報告を求め確認する」と答弁がございました。

提出されていない資料について、議会備え付け資料として提出をするよう求めました。

I D E C株式会社との公害防止協定について、報告を受けました。「この企業とは初めての協定か」と、質疑がございました。「ミドリ十字社との協定を継続している」との答弁がございました。

大地化成株式会社との公害防止協定の報告を受けました。住友鋼板加工株式会社は、サミットスチール株式会社へ社名が変更になったと、報告を受けました。

悪質滞納者2名に、催告通知を発送した。1名については郵便物が届かなかった。他の1名の方については、納付について、現在相談をしているとの報告を受けました。住民票の写し等本人通知制度は、町広報やホームページで周知すると報告を受けました。

健康福祉課からは、巡回バスサルビア号の利用状況、再編後の利用状況について、報告を受けました。

24年度4月から12月2日までの246日、7,829人、1日平均31.83人、23年度は34.12人で、前年に比べ減少している。再編後の12月3日から29日の1日平均は37.9人、乗車者向上策として、介護予防事業に

も活用したい。バス停の変更、電話予約、乗車人数のカウント等について質疑がございました。「バス停は要望を出してほしい。予約は土曜日、日曜日が休日の場合、月曜日の一番に乗る場合は、当日の1時間前の予約となっており、始発時間に間に合わないので、金曜日の予約が必要である。乗り継いだ人は2人カウントしてる」との答弁がございました。

福崎町児童・障がい者虐待マニュアルを作成したと、報告を受けました。

水道課からは、平成24年度工事執行状況の報告を受けました。10月22日に3件の入札を行った。13件の工事を進めている。10月22日に入札を行った山崎配水池施設整備事業で、進入路工事、配水管布設工事のおくれについて質疑があり、「保安林の解除がおくれており、本日午後に県に出向き調整をする。工期の延長や繰り越しをお願いすることとなる」との答弁がありました。

平成24年度業務執行状況の報告を受けました。件数は2件、10月26日福田水源地の用地測量、12月25日福田水源地高度浄水施設実施計画の入札を行った。高度浄水処理施設整備事業で、債務負担行為の専決を行ったとの報告を受けました。

2月22日の報告を行います。住民生活課から、協議事項が4件ありました。株式会社デービー精工から、機械プレス入れかえ及び移設工事の申請、グローリープロダクツ株式会社から、液圧プレス設置工事の申請、関西大王製紙パッケージ株式会社から、平抜き機更新工事等旧平抜き機の移設工事、オフラインロボットパレタイザーとPPバンド結束機の新設工事、小型平抜き機、小裁断機の撤去工事の申請、株式会社アタイスから、外注をしている熱処理設備工事の申請、質疑として、油を使用する設備の消火装置、単体でなく数台の機械の騒音値について質疑があり、「化学消火設備を設置している。単体のみの申請している」との答弁がございました。

工場立地変更届で、株式会社正徳福崎工場から、新築工事の申請が提出をされました。

5件とも慎重審議の結果、全員賛成で可決了承をいたしました。

報告事項は、大貫不燃物中継基地埋立ごみ搬出業務委託は、入札により高見工務店が1トンあたり2,625円で落札、1年分の土砂で167トン、3月13日までに完了する。3月議会の議案、予定行事について、報告を受けました。

健康福祉課からは、国民健康保険事業特別会計について報告を受けました。平成24年度実績見込みは、歳入歳出ともに19億8,800万円、予算額に対しマイナス1,226万2,000円、基金取り崩しは1,000万円、基金残高は4,192万3,000円、介護保険事業について、報告を受けました。1年前に比べ、介護認定者数、65歳以上の人口は増加している。居宅サービス利用者は横ばい、地域密着サービス利用者は増加の傾向である。24年度の介護給付費総計は当初予算に比べ1,780万円の減額、25年度介護保険給付費総計は12億5,700万円で、対前年比は105.1%となる。25年度主な改正点は、地域密着のサービスの充実で、小規模多機能居宅介護を中学校校区ごとに1施設整備を進める。介護基盤緊急整備等臨時特例交付金を小規模多機能型居宅介護医師施設に3,000万円、施設の開設準備に要する費用として1床当たり60万円を助成する。地域密着サービス事業所の公募は1月31日に締め切り、3事業所から応募があった。社会福祉法人ネバーランド福祉会、季節の花株式会社、有限会社アキタケメディカルの3社です。

健康診査、予防接種について、報告を受けました。特定健診、胃検診、大腸検診は増加、歯科健診、乳房健診は減少している。精密検査の結果により手術を受

けられた方もおられる。25年度は自治会を通じ、全戸に配布し、6月から健診を始める。前半未受診者については、健診の受診を勧める。

3月議会の議案、当面の行事について報告を受けました。

水道課からは24年度工事实施13件の報告を受けました。山崎配水池施設整備事業関係の進入路配水管布設工事は、8月末まで工期を延長する。保安林の解除について質疑があり、「軽微な作業は了承されているが、解除は3月上旬になる」との答弁がありました。

24年度業務執行2件の報告を受けました。福崎水源地高度浄水処理施設実施計画は繰り越しを予定している。

平成24年度不納欠損処分の詳細について、報告を受けました。件数は41件、金額は51万6,000円、理由は居所不明、生活困窮者であるとのことであります。「集合住宅入居者が短期間で転出し、住所不明になるものについては、会社や管理組合との契約を検討してはどうか」との質疑がございました。「検討は進めている」との答弁がありました。

上下水道課統合に伴う関係規定の一部改正について、報告を受けました。水道工業用水道事業会計決算認定は、地方公営企業法30条4項により、「当該事業年度終了後3カ月を経過した後に招集される議会の認定に附されなければならない」により、9月定例会に提出する。3月議会の議案提出について、報告を受けました。

以上で、民生常任委員会からの報告を終わります。

議長 次は、産業建設常任委員会から報告をお願いします。

産業建設常任委員長 石野光市議員。

石野産業建設 失礼をいたします。

常任委員長 産業建設常任委員会から、この間の所管事務調査について、報告をいたします。

2月1日、町長、副町長、技監、各関係課長出席のもと、第1委員会室で委員会を開きました。

調査事項として、産業課から、資料1ページ記載の福崎町工業団地企業進出について、平成25年1月8日付日本パーカライジング株式会社の企業進出申込書に基づく協議について、説明を受けました。

19号地に太陽光発電施設を設置しようとするもので、操業開始は平成25年9月ごろとのことで、委員会として、全員賛成で了承することとしました。

続いて、工場立地変更届について、平成24年12月28日付、関西大王製紙パッケージからの工場立地変更届に基づく協議について、資料により説明を受けました。荷さばき場、倉庫、物置及び詰所を増築工事するとのことで、委員会として全員賛成で了承することとしました。

さらに、株式会社マンダム福崎工場からの平成25年1月15日付の工場立地変更届に基づく協議について、資料により説明を受けました。排水処理の活性炭処理の交換頻度を抑制するため、曝気槽を増設し、生活排水処理を沈殿分離処理から膜処理方式に変更するとのことであり、委員会として全員賛成で了承することとしました。

報告事項として産業課から、平成23、24年度業務委託工事進捗状況について、資料2から4ページの資料で説明がありました。

株式会社もちむぎ食品センター第24期事業報告について、5ページの資料で報告を受けました。また、株式会社もちむぎ食品センターからの支援要請について、資料6ページの掲載のとおり、町との債務返済について、24期の決算を見

るまで、25年1月末の600万円の償還を1年先送りし、返済期間を1年延ばす内容で金銭消費貸借変更契約書を交わしたとの報告がありました。

委員からの質疑で、「要請のあった町からの支援により、どの程度経営改善が見込めるのか」との問いに、「約250万円」との回答がありました。人件費の見直しについても検討を行うこととしているほか、もちむぎ食品センターの経営について、検討委員会を年度内に立ち上げたいとの表明がありました。

同じく、資料6ページの24年11月26日付の承継届出書で、サミットスチール株式会社は吸収合併に伴う社名変更により、住商鋼板加工株式会社の公害防止協定に係る届出者の地位を承継したとの報告を受けました。

矢口奥池の無秩序な開発に対する復旧工事が平成24年12月25日に完了したとの報告を、資料6ページの平面図、7ページの復旧工事完了確認書で受けるとともに、現地を視察しました。

同じく資料7ページの図面資料で、津染池の漏水対策について、工事の結果、漏水がとまったとの報告を受けるとともに、現地を視察しました。バツ印のない番号の箇所にもルタル注入を行ったとのことでした。

同じく資料7ページ掲載の大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定による意見照会について報告を受けました。(仮称)ラ・ムー福崎店が南田原の中島井ノ口線沿いに、ことし7月末に店舗を新設しようとするものであります。新町大井堰復旧工事及び南田原水路災害復旧工事の現場視察を行いました。

まちづくり課から、平成23、24年度工事委託業務執行状況について、8、9ページの資料で報告を受けました。平成24年度用地補償契約、町事業、県事業進捗状況について、10ページの資料で説明を受けました。入札結果について、11、12ページの資料で報告を受けました。

下水道課から平成24年の工事及び平成23、24年度業務委託執行状況について、13ないし15ページの資料で報告を受けました。

下水道接続状況(平成24年12月末現在)と水質分析結果について、15、16ページの資料で報告を受けました。入札結果について、16、17ページの資料で報告を受けました。

下水道マンホール施工不備について、18ページの資料で報告を受けました。

2月13日、徳島県三好市に第三セクター経営改善等の取り組みについて、また、古民家を活用したまちづくり推進について、行政視察を行いました。

三好市は平成18年に旧池田町を中心に4町2村が合併し、合併前の各自治体が持っていた第三セクターを抱えることとなったが、経営の厳しい第三セクターが複数あり、平成18年6月に市議会で第三セクター指定管理者制度調査特別委員会を設置し、審議が行われてきたこと、平成25年度中に委員長報告がされる予定と聞きました。

三好市企画財政課から、当委員会委員からの質疑への回答を含め、以下のようなことが報告、説明されました。

8社の第三セクターのうち、ケーブルテレビを除く7社については経営が厳しい状況にあること、こうしたことから、平成18年から21年度まで、財政課が中心となって第三セクタープロジェクトチームをつくり、各社のヒアリングや中小企業経営診断士、総務省アドバイザーを招聘し改革に取り組んだこと、22年度からは企画調整課に所管を移し、第三セクター検討部会を立ち上げ、延べ21回の検討を重ね、24年12月にそれぞれの会社ごとの方針が出されたとのことでした。

7社の内訳は、ホテルなど宿泊施設が3社あり、この3社の中でいわゆる負債

が大きいということでもあります。そして、そのうち2社は指定管理の継続は行わないこと、1社については1年間を見るという状況であるとのことでした。第三セクターは個々の業種や地域の特性を十分に勘案し、判断しなければならないと考えます。当町のもちむぎ食品センターについては、経営分析の強化や具体的で有効な改善策が時期を失せずに行われる必要があると実感しました。

古民家を生かしたまちづくり推進事業については、地域の特性を生かした古民家活用を図るものとして、説明を受けました。

2月26日、町長、副町長、技監、各関係課長出席のもと、第1委員会室で委員会を開きました。調査事項として、産業課から工場立地に関する届出について、資料1、2ページのとおり5件あり、それぞれ資料により報告を受けました。

株式会社デービー精工の平成25年2月1日付の工場立地変更届に基づく協議については、増産対応に伴う新規設備導入、老朽化に伴う設備の廃却及びレイアウトを変更しようとするもので、委員会として全員賛成で了承することとしました。

グローリープロダクツ株式会社の平成25年2月4日付の工場立地変更届に基づく協議については、板金部品の加工精度を向上させるため、老朽化した液圧プレス2台を更新するとのこと、委員会として全員賛成で了承することとしました。

関西大王製紙パッケージ株式会社の平成25年2月12日付の工場立地変更届に基づく協議については、老朽化した設備を更新しようとするもので、委員会として全員賛成で了承することとしました。

株式会社アタイスの平成25年2月18日付の工場立地変更届に基づく協議については、金型熱処理工程の内製化のため、熱処理設備を設置しようとするもので、委員会として全員賛成で了承することとしました。

株式会社正徳からの平成25年2月8日付の工場立地変更届に基づく協議については、進出計画について精査した結果、計画変更をして25年10月、工場新築工事を完了し、豆腐、油揚げ類の製造を行う工場として、同年11月からの操業開始をするとのこと、委員会として全員賛成で了承することとしました。資料2ページに工場配置図を掲載しています。

産業課からの報告事項として、平成23、24年度工事業務委託進捗状況について、資料3ページの資料で報告を受けました。

株式会社もちむぎ食品センター第24期事業報告について、4ページ掲載の資料で報告を受けました。委員から、「行政視察を行った三好市の教訓からも、抜本的な改善が要るのではないか」との質疑に、副町長から、「本年3月から検討委員会を立ち上げることにしていること、25期の決算を見ながら検討を本格的に行うとしている」との回答がありました。

株式会社アケボノ企画訴訟の経過について、資料5ページで報告を受けました。次回は4月16日、原告が反論する予定であるとのことでした。

まちづくり課から、平成24年度工事業務委託執行状況について、6、7、8ページの資料で報告を受けました。

平成24年度用地補償契約、町単独、県事業について資料により報告を受けました。県道三木宍粟線道路整備事業大貫第2工区、県道三木宍粟線南田原交差点改良事業、それぞれ用地、補償とも契約を全て完了したとのことでありました。県事業国道312号沿道環境排水性舗装工事について、西田原地内で延長135メートルを、第1工区として3月25日までの工期で行うと報告を受けました。

下水道課から、平成23、24年度工事業務執行について、9ページの資料で

報告を受けました。

下水道接続状況（平成25年1月末現在）及び水質分析結果について10ページの資料で報告がありました。

下水道マンホール施工不備について、11ページ左の資料で報告がありました。

川端雨水幹線計画について、11ページ右から12ページの資料で報告を受けました。

なお、各課から本3月定例会への提出議案について報告がありました。

以上をもって、産業建設常任委員会からの報告といたします。

議長 次は、議会運営委員会から報告をお願いします。

議会運営委員長 小林 博議員。

小林 議会 失礼をいたします。

議会運営委員長 議会運営委員会は3回の会議を開きました。

既に議員協議会等で報告をしておるとおりであります。第447回12月定例会の反省等について協議を行ったこと、あるいは議員定数削減に伴う今後の議会運営と組織のあり方について、また、議案等に対する各議員の態度の公表その他の問題についての検討、さらに3月定例会の日程についての検討を行いました。

また、議会基本条例につきましては、委員会あるいは議員協議会を経て、現在パブリックコメントにかけているという、そういう状況でございます。

以上です。

議長 以上で、各委員会からの閉会中の所管事務調査の報告を終わります。

日程第2 質疑

議長 次の日程は、議案に対する質疑であります。

議案番号順に進めてまいります。関係議案、担当課長等により複数で質疑を受ける場合もございますので、あらかじめご了承ください。

なお、議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第34号及び発議第1号につきましては、本日全ての議案に対する質疑を終了した時点で正式にお諮りをいたしまして、本日即決いたしたいと思っておりますので、あらかじめご了承くださいますよう、お願い申し上げます。

それでは、報告第1号、議会の委任による専決処分の報告について、ご質疑がございましたら、どうぞ。

1 4 番 報告の第1号は、職員が区長文書配付中に事故を起こしたということで、幸いこの損害賠償額を見ますと、金額も5,250円ということで、少しの金額でよかったなというふうに思うわけなんです。この説明の資料を見せていただきますと、区長文書をどこへ持っていったんやろうかと、こういうふうなことを思うわけです。区長文書配付させておる職員はどのような職員なんか、詳細に説明をいただきたいというふうに思います。

総務課長 区長文書を配付させております職員は、入所年次の若い職員を研修目的といいますか、区長さんの場所も知っていただきたい、地理も知っていただきたいという意味でお願いをして配付をしていただいております。

この場所で事故が起こったという件につきましては、区長文書の配付の場所を誤って、そちらのほうに行ったというものでございます。

1 4 番 いや、そんなことはわかってますよ。地図見たらわかりますからね。だから、今お聞きをしとんですよ。職員になって若い年次言うけども、具体的に、詳細に

説明してください言うとんやから、若い職員ではあきません。もうちょっと詳しくに言うてください。

総務課長 現在、区長文書の配付させております職員は、入所年時3年までぐらいの職員で対応してもらっております。

1 4 番 3年までぐらいということであれば、最近では中途採用の方もおられるようですし、かなり車に乗る経験もあるもんじゃないかというふうに思うわけですが、この文書配付ですね、先ほども言いましたように、これこの説明資料見ましたら全然違うとこ行ってますね。役場の職員が、始めてで行かれるんですからね、ナビがついてる車に乗っておったら、最近、電話番号入れといたら、住所入れといたらそこへちゃんと案内してくれるんですが、これはナビのついた車ではないんでしょうね。どうなんです。

総務課長 ついてない車でございます。

1 4 番 ついてない車で始めて行くんやったら、大体常識的にどういうふうにして行くものなんでしょうね。始めて行くところへは。総務課長やったらどうしますか。

総務課長 住宅地図を見て、確認をしていくということだと思います。

1 4 番 そう思いますね、私も。ところがこれ全然違うとこ行っとるわけですね。わざと行ったんかね、サボりに。いや、そうとしか思われへんのですよ。本当に。

そやからその辺はね、そら職員の研修、いつもようやととるやととる言われますけれども、特に新人の職員で、おとといの説明にもありましたけども、地産地消いうて言われてましたけども、最近では地産地消、職員の採用については地産地消が実践されてないんで、わからん、町内の地理に疎い方が職員になっておられますしね。しますんで、これは念入りに教育をしてもらわんといかんと思うんですね。

まあ、そういうふうなことをお願いをしといて、公用車の損傷はどの程度やったんか、修理に金が要ったんやったら何ぼぐらい要ったんか。その辺の答弁をお願いします。

総務課長 公用車のほうの修理代は9万1,361円かかっております。全て保険で賄っているという状況でございます。

議 長 他にございませんか。

9 番 今、答弁にありましたように、区長文書の配付ということですね、間違った家へ行かれて交通事故を起こされたと、このようになっております。私もお聞きしたんですけれども、直接に。ある集落で区長さんの家へ区長文書を持っていかずに、ほかの家へ持っていったと、こういうことをお聞きしまして、その家の方は親切で、一輪車で乗せて、その区長文書を区長さんまで届けたと、こういうことがあったわけなんです。

そしてまた明るる月も、その家へ持っていかれて、その家の方が、僕よ、うちは区長と違うぞと、こう言われたらしいです。それでまあ区長さんこの家教えられて持っていったと、そのときに、なぜ私ところへ持ってくるんだとお聞きしたら、犬を目当てに来たということ、こういうことをお聞きしてございまして、どういう感じでされているのかなと、そういうことが起きれば、このように交通事故も当然起きてくるんじゃないかと考えるわけです。そういうところがあるので、その地理とか、そういうものに指導をよくしていただきたいと、このように思います。

副 町 長 確かに近年町外からの職員も非常にふえております。地理不案内というような形にもなっておろうかと思うわけでありましてけれども、町内の職員を雇った場合でも、初めての集落というのは非常にわかりにくいという事柄があろうかと思

います。

今回の場合におけます分野につきましては、多分、私が思うのは一番広い場所から入ってきて、回る場所を間違っただのではないかということで、一番奥まで入ってしまったというところで、方向転換をするときに、こういったような事故になったのかなというようにも思います。

職員研修の中におけます分野で、初歩的な事柄ができていないという反省点は今質疑を受け痛感いたしました。これら等を受けまして、最初に冒頭にこういったような研修も必要性があるのではないかという反省はさせていただきました。

議長 ほかにございませんか。

1 0 番 このたびのこの報告では、区長文書の配付中ということなんですけども、この区長文書の配付以外で、その公用車の事故というのは大体最近年間何回ぐらい起きるものでしょうか。

総務課長 23年度の実績で保険を使った事故、9件ございます。24年度では今回現在までで、13件起こっております。

1 0 番 そしたらその今報告されました9件と、それから13件の内訳ですけども、その物損事故とそれから人身事故とがありますけども、そのあたりはどうでしょうか。

町長 申しわけないですが、それは議案をちょっと離れておると思いますので、一般質問等をお願いをいたしたいと思います。

議長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、報告第2号、議会の委任による専決処分報告について、ご質疑がございましたらどうぞ。

1 2 番 これは提案説明のときに、この増額につきましては、ほとんどガードマンに使用されたお金だというふうな説明があったというふうに記憶をしております。そしてこのガードマンが今回は150人増員になっておるわけなんです。そしてその金額が、583万円というふうな報告がありまして、これが非常に賃金が高いわけなんです。150人をこれ単純に計算しますと、1人頭3万8,867円というふうな金額になるわけなんです。現在使われているそのガードマンに対しての金額はお幾らでしょうか。

下水道課長 ガードマンにつきましては、幾つかのクラスがございますけれども、現場で使っている方につきましては、1万円前後という形になるかと思っております。

1 2 番 そしたらこの金額が少し合わないわけなんです。ほかの工事につきましては、ここに工事概要が書いてありまして、ほとんどが減になってるわけなんです。この管布設工におきまして、95メートルが減額になってるということで、その次も、口径の150ミリも44メートルという形でもって減になっているわけなんです。この用途がはっきりわからないわけなんです。その辺の説明を少し具体的にお願いいたします。

下水道課長 説明の中で、交通整理員という形の説明もさせていただきましたけれども、それに伴いますのは県道の夜間工事等も含めた数字の額でございます。交通整理員の数字につきましても、夜間工事、今言いました夜間工事のみではなく、その他これに伴います部分が大半でございますけれども、その他の部分におきましても、交通整理員の増が認められますので、そういった中で、全体の中で交通整理員が150人ふえたというものでございます。

1 2 番 それではお尋ねしますけども、実際ガードマンのお仕事とはどういうものでし

ようか。

下水道課長 この夜間の場合でしたら、当然迂回路等が必要になってきます。特にこの路線におきましては、1本の県道でございますので、やはり右折、迂回路ということになりますと、田尻の交差点からくると回っていただくというような広範囲になってきますので、各交差点等に配置をして工事を行ったということで、人数がふえたということでございます。

1 2 番 もともとガードマンの仕事というのは、交通整理員という形でもって工事を安全にかつ推進、進めていくためには、やはり交通整理をはっきりとしてもらって、やるのが本来の仕事ではないかなというふうに思うわけなんです。

ところが、あのガードマンの服を着ながら、たまたま見ると、仕事をしているガードマンがいるわけなんです。これはけしからん話なんです。正直言いました。これ法的にも違反しておりますので、ガードマンはしっかりとガードマンの仕事をしてもらうというふうな形でもって、これ指導していかなければ、これいろんな問題が発覚するわけなんです。ガードマンが工事員と一緒に仕事をしているというふうな風景もたまたま見ます、全員ではありませんけどもね。

そういうことがありますので、やはりその辺の指導体制とか、会社関係のその役割はどのようになっています。

下水道課長 当然ガードマンにつきましては、今議員さん言われましたように、そんな一緒に仕事をするものではございません。当然交通の整理ということが主目的でございますので、そういったところにつきましては、厳重に指導をしていきたいと思えます。

議長 他にございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、報告第3号、議会の委任による専決処分の報告について、ご質疑がございましたらどうぞ。

ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、報告第4号、議会の委任による専決処分の報告について、ご質疑がございましたらどうぞ。

ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて、ご質疑がございましたらどうぞ。

ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第2号、市川町外三ヶ市町共有財産事務組合議員の承認についてでございます。

難波議員及び吉識議員に申し上げます。地方自治法第117条の規定により、除斥となりますので、本件の質疑が終了するまでの間、しばらく退席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

◇

休憩 午前10時26分

再開 午前10時27分

◇

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開します。
議案第2号、市川町外三ヶ市町共有財産事務組合議員の承認について、ご質疑
がございましたらどうぞ。

1 0 番 この前も今回出されております議員の方々の名前を見ましたら、この田原と
八千種地区と、福崎地区に一部あるんですけども、これはどういった原因でこう
なっとんでしょうか。

副 町 長 市川町外三ヶ市町共有財産事務組合の規約がございまして、その規約の中
におけます分野で、福崎町田原地区、南田原のうち長目地区、中島地区、西光寺地
区、八反田地区、吉田地区、西野地区、また西田原のうち井ノ口、北野、辻川、
田尻、東田原の大門、加治谷、八千種の余田、庄、大貫の南大貫、東大貫、西大
貫、福崎地区につきましては高橋地区といったような形の中で規約で定められて
おります。

議 長 他にございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
ここで、難波議員及び吉識議員の除斥を解除いたします。
しばらく休憩いたします。

◇

休憩 午前10時28分

再開 午前10時30分

◇

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開します。
ここでしばらく休憩をいたします。
再開は10時50分といたします。

◇

休憩 午前10時30分

再開 午前10時50分

◇

議 長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。
次、議案第3号、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数
の増減及び組合規約の変更について、ご質疑がございましたらどうぞ。
ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次、議案第4号、神崎郡障害者介護認定審査会規約の変更について、ご質疑が
ございましたらどうぞ。
ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次、議案第5号、福崎町課設置条例の一部を改正する条例について、ご質疑が
ございましたらどうぞ。

1 4 番 過日の全員協議会の際にも、この件の説明を受けました。幾らかお尋ねをし、
意見としても発言をさせていただいております。

もう一度よく見させていただきまして、地域振興課が新しくできるということで、時代に添って組織を再編、改変していくということは私も大事なことだろうというふうに思っております、やられることそのものについては反対をするわけではございませんけれども、ただこの地域振興課について申し上げますと、商工係、観光係、地域づくり係というふうな係を設置されるということのようでございますが、例えば商工係ですね、町内の商工業者の育成を重点的にやろうということだろうというふうに思うわけなんです、実際にここ何十年かを見てみますと、町内のもともと自営でおやりになっておるような方々がどんどん後継者がなくなりまして、減っておるのではないんかというふうに思うわけです。

そういうふうなものをどういうふうにして、育てていこうとされるのか、新規の起業をされる方を育成しようとするのか。その辺のところと、例えば次の観光係ですと、観光をより拡大していくんだというふうな説明だったというふうに思っておりますけれども、実際に現実、現在年間に大体福崎町へ外部からどのぐらいの観光客があつて、それをどういうふう、何年間でどういうふうにしてしようと思われんのか。その辺のところ具体的に明確な目標がありませんと、なかなかうまく行かないのではないんかと。観光係ですと観光の看板を立てるのが主な仕事になってしまうようなことになりかねないというふうな危惧をしますので、今申し上げましたような、例えば観光で、先日も申し上げておりますので、この間に具体的に目標等々を検討されておるのであれば、お答えをいただきたいというふうに思います。

副 町 長 町長が所信表明の中でこの事柄について触れております。新設の地域振興課では、自律（立）のまちづくりの推進と商工観光行政の一層の強化に努めますというところであります。

商工につきましては、当然ながら今言われました観点で、昔からあつた商店街がなくなり、大型量販店がそれぞれの郊外に立地されるといったような形になっております。そういう意味から行きますと、商工会の会員数も減ってくる。またその跡取りもないといったような状態等も聞いておるところでありまして、商工会からは行政とタイアップしながら、そういったようなものに対する分野で、外側から地域に根差したような形の中の商店といったようなものも一緒になって推進を進めていきたいといったような形で受けておるところであります。

なお、これら等につきましても、大型量販店のみならず、そういったような地域に根差した、また、高齢化社会を迎えた形の中では、地域で買い物をしたいという方々もおられるのは事実でありまして、それら等も踏まえた上での形になるかと思つております。また、ある一定の、福崎町では今のところないというように聞いておるわけでありまして、ご用聞きに回ってそれら等について対応していくといったような形等も取られておるようでありまして、そういったような形の分野については、商工であります経営改善指導員も含めまして、そういったような形の中でどのようにして進めていくのかといったような形なんかも整えていきたいというようにも思っております。

また、観光の面でありますけれども、現在、町内におけます分野につきましては、平成20年度来におけます分野では4万5,000人の入り込み客数がありましたが、現在におけます分野では若干減っておるよう聞いております。ただ、柳田國男顕彰会記念館等につきましては、財団法人解散後、町に移管いたしました、無料で入っていただけるといったような形で、そういったようなところは反対にふえておるといったような形にもなっております。

来年、大河ドラマで「黒田官兵衛」があるわけでありまして、本年また

播磨国風土記編さん命令1, 300年の年でもありますし、来年になりますと、神積寺が1,000年祭で木造薬師如来坐像が60年の開帳がございまして、それら等も含めて、福崎町の内外に対して観光を引いていこうというところであります。また、そういった黒田官兵衛の大河ドラマによる分野については、播磨地方全体における広域的な観点での観光も見込めるのではないかとこのように思っております。

まだまだ福崎町内におけます分野で、町民自体が知っていない、そういったようなものもあろうかと思ひますし、播磨国風土記におけます神前山散策ルートでありますとか、三獅子山のルート等につきましても、山の会等が整備をさせていただいております。そういったようなものを町内外にお示しをしながら、求めていきたい。

また、福崎町の特産品であるもち麦でありますけれども、これら等につきましても、町もそうありますけれども、県の特産品でもあるという位置づけもさせていただいておりますので、連携を取りながら進めていきたいというように思っております。

地域づくり推進事業につきましては、町におけます分野と同じく、参画と協働を基本としながら、それぞれの集落における特性の中で、その集落に持つおる目標、そういう理念で地域をつくっていただければ幸いかと思っておりますし、職員研修の一環として、職員派遣等も考えておるところであります。

1 4 番 地域振興課については、今、副町長さんがお答えになりましたので、次にこの農林振興課ですね、1度申し上げたことがあるのを記憶しとるわけなんです、農地林務係ですね、農地林務係というのは農業委員会の事務局と林務の担当するんだというふうな説明がどこかにあったように思うんですが、アケボノの事件が発生をしましたのは、まさにこの農地林務係がチェックができなかった原因なんです。1度申し上げたというふうに思っておりますので、ご記憶をいただいております。ひとたびああいうことになりますと、もうこれまでも地域からさんざん言われておりますので、よくご承知置きをいただいておりますというふうに思うわけなんです、これについて、この係を再考する余地はないのかどうか、お答えをいただきたいというふうに思ひます。

副 町 長 係そのものについてはそのままありますけれども、機能強化を図るという点につきましては、今言われておるとおりだというように認識はしております。

農業に対する分野につきましては、毎年国のほうから小手先というんでしょうか、こちょこちょ中身を変えた変化があり、これら等については区長さんや農会長さんに非常にご苦勞をおかけしておるところでもあります。農地の有効活用でありますとか、営農組織の育成強化、これら等も次年度そういったような形の中で取り組んでいただけたところもあるようにも報告を受けているところでありまして、生活基盤の整備でありますとか、そういったような形の中、また高岡地区における圃場整備等々の推進も今図っておるところでありますので、それら等はいつも言われております、地産地消の推進等のそういったような形の中で、食と農に関する教育等も推進をしていきたいというふうにも思っております。

議 長 ほかにございせんか。

9 番 水道課と下水道課が今度一緒になりまして、上下水道課ということになるわけでございます。一つの課におきまして、指揮命令系統2カ所になる。二つになるということかと思ひます。その一つの中において、その責任と役割、指揮、責任と役割ですか。そういうのが明確にできるのでしょうか。

副 町 長 公営企業は管理者がおりまして、町長直接にというような形になります。また

一方下水道の関係につきましては、町長それから副町長、その後下水道といったような形で、今言われるように一つの課の中でというような形ではそういう会計処理のあり方でそのような形になるわけでありましてけれども、実質の一つの課の中におけます分野は、課長は1名でありますので、課長がそのとおりの指揮命令といったような、課長の範囲の中の事務分掌で対応してもらえると、このように思っております。

また、将来的には下水道の関係については、公営企業のほうに移行してまいりますので、それら等につきましては、また管理者設置というような形で、町長直接になるのか、新たに上下水道の管理者を設けるのか、その時点において、また検討はなされるものと思っております。

議 長 他にございませんか。

8 番 今回の組織変更ですね、以前にお聞きしたことがあるんですが、社会教育課の業務を町長部局のほうへ移管というような話があって、検討をしておるといようなことをお聞きをいたしました。今回の組織変更については、そういった場面が見られないんですが、これはまだ継続的に検討されておるのか、今回の結果について、どのような経緯があったのか、お尋ねをしたいと思います。

副 町 長 社会教育課が所管しておりました分野の中で、福崎まつり等がございました。これら等は新しく設置します地域振興課に移行するわけでありましてけれども、これら等につきましても、地域振興課一つでこういう祭ができるものではございません。やはり町全体を挙げてやるといったような形になろうかと思っております。教育委員会で行っておった場合におきましても、町全体を挙げての取り組みという形になっております。それぞれの分野の中におきます分野については、今議員おっしゃっておられましたように、町長部局、教育委員会部局等、それぞれの形の中、時代変遷とともに変わる場合もございますので、常に検討事項の中に入ってくると、このように思っております。

議 長 ほかにございませんか。

1 4 番 お尋ねするのを忘れておりましたが、教育委員会の社会教育課に新しい係を、文化財係でしたか、つくるというようなことが言われておりましたけれども、観光の面でも、先ほどの副町長の答弁ですと、辻川の三木家、記念館、歴民、もちむぎの館をトータルして観光にうまく活用していこうと、生かしていこうということだろうというふうに思うわけなんです、これまでもそのような説明がございましたので、先日の産建の委員会でも申し上げましたけれども、これ社会教育課とその先ほどの地域振興課ですか、観光係ですね、その辺とのそのどういふふうにコラボレートして仕事をしていこうとされよんのかいいうところをお聞かせいただいたらというふうに思うんです。

といいますのは、先日も申し上げましたが、例えば施設をつくるのは、先日の話ですとまちづくり課が責任を持ってやるんです。でき上がったら、社会教育へ渡すんですと、いふふうな、こないだは答弁やなかったかというふうに思うんですが、それですと、うまくいけばいいんですが、まちづくり課の方がその社会教育の文化財等の知識が豊富にあって、よくその当初から係で話し合いができて、進めていっておるんであれば、これは問題はないんだろうというふうに思うんですが、その辺がどういふふうになるんだろうというふうに危惧をしますので、一つこういふふうにするんだというふうなお答えをいただいたらというふうに思うんですけどね。

副 町 長 当然それぞれの役割が出てまいります。今言われましたように、それぞれの係間、また課の間でそれら等を協議し、すり合わせをしながら推進をしていくと

いったような事務形態になろうかと思えます。

申し上げましたように、地域づくり係等も含めまして、地域振興課ではそういったような形の中でコーディネーションをとっていただくような形の中で、それぞれの課の特性を生かしながら、すり合わせをしながら、物事を進めていくといったような事柄で対応していただければというように思っております。

また、社会教育課における辻川界限を含めた形の中での文化財等、また新しい文化センターでありますとかエルデホール、こういったような事柄のイベント等につきましても、新しい地域振興係との兼ね合い等も出てまいるものと思っておりますし、それらは今までもありましたように、職場内におけるそういった課の連携の中における分野で、推し進めていこうというような考え方でおります。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第6号、福崎町手数料条例の一部を改正する条例について、ご質疑がございましたらどうぞ。

ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第7号、福崎町暴力団排除条例の制定について、ご質疑がございましたらどうぞ。

ございませんか。

1 2 番 単純なご質問で申しわけないんですけども、ここでいう暴力団とはどういうことに値するんでしょうか。

総務課 長 定義が第2条にございまして、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、一般的に暴力団対策法といわれておるわけなんですけれども、第2条第2号に規定する暴力団をいうということにしております。

1 2 番 それはここに書いてあるわけなんですけど、通常暴力団等またあるいは、そこに住んでいる住民とのその見方、それはほとんどわからないような感じがするわけなんです。実際に行動を起こして、いろんな行為をするというふうになりますと、これは通常の間人でも暴力団に値するのではないかなという感じがするわけなんですけど、その辺の見きわめが非常に厳しいような感じがするわけなんです。ですからあえてご質問するわけなんですけど、その辺の違いはどのように判断したらいいんでしょうかね。

総務課 長 この暴力団対策法によります暴力団の定義なんですけれども、そこには、暴力団とは、その団体の構成員が集団的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体ということになってございます。

また、この条例を作成した後のことになるんですけども、福崎警察と合意書というのを結ぶ予定としております。町が契約する場合に、この事業者あるいは者が、暴力団員かどうかというようなことを照会できるようなことになります。そして警察が、この方が暴力団、あるいは暴力団員であるというようなことの回答をいただけるというようなシステムを、この条例制定後に構築していきたいと、このように思っております。

1 2 番 通常、一般の市民の方々も、たまたま暴力行為を振るう方もいるわけなんです。それらにつきましては、暴力行為という形でもって判断をしていくわけなんですけど、やはりその暴力団となると、一つの団体を指してるのではないかなというふうに理解をするわけなんですけども、やはりその辺の関係については、や

はりきちっとやっぱりこう行政側としても、それを把握しておくべきではないかなという感じがいたします。

今後いろんな形でもって受注等も、工事が進むにつれてありますので、その辺の対策等もしっかりとさせていただいて、その辺は行政側としても、慎重に対応していただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いをしておきます。

総務課長 警察初め関係機関とよく連携を取りまして、暴力団排除の推進に努めてまいりたいと、このように思っております。

議長 ほかにございせんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第8号、町税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例について、ご質疑がございましたらどうぞ。

ございせんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第9号、福崎町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、ご質疑がございましたらどうぞ。

4番 資料にあるわけですが、これで退去された場合、再募集をする団地と、それからもう一切再募集をやらないで取り壊していくものとの区分というのは、どれどれになるんでしょうか。

住民生活課長 空き家ができたなら再募集という団地につきましては、八千種の塚本団地、そして田尻の団地と、馬田の団地もあるんですけど、一応耐用年数2分の1を経過してないもの。後は木造の住宅になりますので、その団地については、空き家施策をとっておりますので、空けば取り壊しというような形でやっております。

4番 田尻と塚本と言われたのですが、この駅前ももう再募集をやらないということですか。

住民生活課長 申しわけございません。駅前の団地もそうです。

(「そうですって、どっちのそうです」の声あり)

住民生活課長 募集をするという形でございます。

4番 改めて資料を見ながらお聞きをしますけれども、耐火と書いてある分については再募集をするという、そういうことだと理解してよろしいですか。

住民生活課長 はい、耐火構造の分については募集をするという理解で結構です。

4番 それでは、木造については取り壊していくという、そういうことでかなり戸数も減ってきたと思うのですが、公営住宅に対する要望というのはまだまだ強いものがあるわけでありまして、それぞれ家庭の事情等もあって、民間住宅が非常に困難な方々もあるわけでありまして、その面で公営住宅の再整備という計画はどうなっていくのかについて、お尋ねをいたします。

住民生活課長 平成25年度に長寿命化計画というものを作成する予定をしております。予算的には400万円を計上しておりますが、その中で、以前、9年度に作成しておりました公営住宅再生マスタープラン、この計画を見直して、新たに集約して建てかえをするという計画をつくる予定にしております。

4番 わかりました。その点については、25年度内につくられるということであれば、予算のところでお聞きをしてもよろしいわけですが、非常に関心が高いので、潰す一方で、減らす一方というふうなことになりますと問題がありますので、建設するという事になれば、再整備するという事であれば、どの辺を目標にしておられるのか、年次的に、お聞かせいただければありがたいと思いますが。

住民生活課長 建てかえの計画の優先的な地区というのは、今後計画をつくる上で決めていくという形で臨みたいと思います。

議 長 他にございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第10号、福崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の制定について、ご質疑がございましたらどうぞ。ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第11号、福崎町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、ご質疑がございましたらどうぞ。

ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第12号、福崎町介護保険条例の一部を改正する条例について、ご質疑がございましたらどうぞ。

ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第13号、障害者自立支援法の題名改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、ご質疑がございましたらどうぞ。

ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第14号、福崎町水道事業及び福崎町工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、ご質疑がございましたらどうぞ。

ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第15号、福崎町上水道事業審議会条例の制定について、ご質疑がございましたらどうぞ。

ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第16号、福崎町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第17号、平成24年度福崎町一般会計補正予算(第6号)について、ご質疑がございましたらどうぞ。

ございませんか。

1 4 番 何点かお尋ねをしたいというふうに思います。

補正予算の44ページ、地域づくり推進事業補助金40万円が減額になってお

るんですが、これは予算を計上するときには何団体なりを想定してやられたものが、現実には幾らになったんだというご答弁をいただきたいというふうに思います。

企画財政課長 地域づくり推進事業につきましては、当初160万円の予算を計上しておりますけれども、事業計画の取り下げ等がございまして、40万円を減額するものでございます。

1 4 番 120万になったということですが、これは何団体やったんですかね。

企画財政課長 事業が完了してるのは6団体でございます。

1 4 番 事業が完了しているのということは、3月の末までにまだしてない団体もあるわけですか。

企画財政課長 申しわけありません。完了及び完了予定を含めまして、6団体でございます。

1 4 番 それでは次、62ページに、委託料でため池耐震点検委託料とため池耐震診断委託料というのが、350万と1,200万と増額されておるんですが、これ具体的にどういうふうに違うんですか。耐震診断委託料というのは2カ所で1,200万円、点検委託料というのが43カ所で350万ということで、1件当たりの金額が相当違いますんで、内容を、どこへ委託をするのかを含めて、お答えをいただいたらと。

産業課長 まず、ため池耐震点検委託料350万円でございますけれども、これにつきましては、ため池の簡易点検でございます。目視も含めての点検でございます、43カ所分を見込んでおります。43カ所につきましては、資料の図面にお示しをしております。

次の、ため池耐震診断委託料ですけれども、対象となりますため池が堤高10メートル以上、または10万立米以上の貯水量のため池になります。町内でこの要件を満たしますのが10ございますが、そのうち8のため池につきましては、既に改修済みでございますので、板坂の三谷池と桜の桜上池、この二つが対象となっております。

点検の内容といたしましては、堤体のボーリング調査、それから万が一決壊した場合の被害想定をいたします。ハザードマップの作成、これを合わせて1,200万円を計上しております。これらにつきましては、入札によりまして業者に委託していく形となります。

1 4 番 今、課長さんの答弁にもありましたように、ため池は、危険なため池から順次改修をしておるというふうに思うんですね。この資料を、説明資料の5ページを見ておりましたら、津染池なんかも対象になっておりましたし、耐震点検の対象になっておりましたですね。

近年、改修をしたため池が全て対象になっておるのではないんかというふうに思ったんですが、1度この町内のため池の改修した実績、そのようなものをまとめがあれば、年次ごとの、見せていただいたらというふうに思うんですがね。

といいますのは、今も言いましたように、津染池なんかはこれ43カ所で350万ですから一つの池当たり幾ら調査料が要るんか知りませんが、委託料が。そういうようなものは果たして本当に必要があるのかどうかね。それはもう全部含めて全てやらんと、例えば国やとか県とかの補助金の対象にならへんからやるんやというふうなことなんか。その辺のところがよくわかりませんので、そういうふうな資料を提出いただいたらというふうに思うんですがね。

産業課長 それではこれまでの改修のため池の一覧表、また整理いたしまして、提出をさせていただきます。

議長 他に。

1 4 番 それから、次の66ページ、もちむぎ食品センター検討委員の報償金が5万円

ということで計上をされておりますけれども、メンバーはどのような方をお考えになっておられるのか、まずお答えいただきたいというふうに思います。

産業課長 もちむぎ食品センターの検討委員会につきましては、大学で経営学を専門に教えられているような教授、また中小企業診断士、税理士、会社の経営者、こういった方を中心に考えておまして、現在人選を行っております。

1 4 番 検討委員会については設置をされるのは結構かとは思いますが、これまでも再建の検討の委員会ということで、議会からも出て、先ほど課長さんの答弁にありましたように、税理士さんとか弁護士さんとか有識者に集まっていたいて、きちんとした再建案が提示をされておるといふ実績もあるわけですから、ですから、今回はこの検討委員会で、これから継続して進めていこうとされておるんだというふうに思いますが、できるだけ効果のはっきりと出る委員会にさせていただきたいという要望をしておきたいというふうに思います。

副町長 先ほど産業課長が申し上げましたとおりでありまして、今までの再建の計画等々をつくっていただいた方々は、弁護士でありましたりとか、税理士でありましたりとか、会計士でありましたりとか、しかもその中における分野では経理分析を会計士さんが中心となってやっていたというように聞いております。

今後におけます分野につきましては、そういう形の中では、学校で経営学を学び、専門的に教えておられる先生、また中小企業診断士等、これら実際に経営に当たっておられる方々のご意見をいただき、その中における分野で、ただ財務分析だけではなく、今後におけるその方向性も含めた形の中で、どういう運営方法をとるのが一番いいのかといったような考え方も問うてみたいというふうにも思っております。

いずれにいたしましても、今お願いしておりますのは、この25年8月における24期分の決算に向けた形の中で、その中における分野でも、少しでもとれる手段があればというような考え方で、この運営審議会等を行っていききたいというふうに思っております。

1 4 番 商工会の再建のときも、先ほど言いましたような、もちむぎ食品センターと同様の委員会ができて、案を出して、商工会の努力もあって、ほほうまく再建ができたというふうな状況ではないのかというふうに思うんですね。ですから、それなりに有識者が集まっていたきまして、策を出していただきますと、本当に的確な再建なり、計画ができるのではないのかというふうに思います。

ただ、それをどうやって実行するかどうかということだろうというふうに思いますので、その実行方をよく要望をして、次の問いに移りたいというふうに思います。

68ページに、この工事費、道路関係、橋梁関係の工事費で、減額をたくさんされておるんですが、工事費の入札減で発生したものは、これはいたし方がないと思うんですが、説明資料を見ますと、4ページに、田原保育所、保育所線工事未実施（翌年度対応）による減というふうな表現が記載がしてございます。これについてお尋ねをするんですが、なぜ翌年度対応になったのか、お答えいただいたらというふうに思います。

まちづくり課長 これら多額の減額をしておるわけなんですけども、これらに伴いましては、国へ要望した中で内示が少なかったもの、それが約4,000万でございます。また今お尋ねの田原保育所線につきましては、今現在地権者と交渉を行っているところでございますけれども、事業化のまだ最終の合意に至っていないというところで、未実施という表示をしております。

1 4 番 これは交渉中だということですが、いつから始まったんですか。

まちづくり課長 ちょっと時期のほうは確認しないとわからないんですけども、測量設計をする前に測量に入りますという了解を得て測量に入っておりますので、夏ごろではなかったというふうに思っております。

1 4 番 それは何軒中の何軒ぐらいが成立してないのか。

まちづくり課長 国庫に対する分につきましては、内示がなかったということで交渉に至っていないところがございますけども、田原保育所線につきましては、地権者1軒でございます。

1 4 番 それから、この72ページ、まちづくり事業費の委託料なんですけど、駅周辺整備検討委託料というのが250万、その上に都市計画道路の検討業務委託料、これも400万減額をされておるんですけど、これはいかなる理由でございましょうか。

まちづくり課長 都市計画道路網の検討業務といいますのは、将来交通量を推計する業務発注を予定しておりましたけれども、県の示す将来交通量が県のほうでまだ出てきておりません。それを受けて町がこの業務を行う予定でございました。それがおくられているところがございます。

また、駅周辺整備検討の委託料につきましては、県関係者と勉強会をする中で、関係資料を作成するという業務を行っているところですけども、それを今実施できていないという状況でございます。

1 4 番 74ページの住宅耐震改修工事費補助金、一昨日の説明では、確か申し込みがなかったというふうな説明だったというふうに思うんですけど、どういう募集の仕方をされたんでしょうかね。これは何軒分やったんですか。

まちづくり課長 募集につきましては、区長会のお願いをしております。また、各戸配布、7月だったと思いますけども、各戸配布をしております。また、町のホームページにおいても行っているところがございます。また、件数につきましては5軒分ということとなっております。

1 4 番 各戸配布をしたり、ホームページに載せたり、区長会で説明したり、手を尽くされておると思うんですけど、それでも申し込みがないということであれば、今後どういうふうにしていこうとされるんでしょうね。妙案はあるんでしょうか。

まちづくり課長 この事業につきまして、県の事業の上乗せということで補助金を持っているところです。また県と調整をしながら、協働しながら考えていきたいと、また検討していきたいというふうに考えております。

1 4 番 3.11の間もなく2年ということで、テレビ等でも報道を、特集を組んで報道をよくやっております。決して福崎町も地震に関係ないところではございませんので、県とよくご相談をいただいて、できるだけ工事をしていただく方ができますように、ご努力をいただきたいというふうに思います。

それから、次に76ページの非常備消防の退職者報償金ですね。これ397万減額をされておるんですけど、何人分なのか、1人当たり大体幾ら出しておるのか、その勤続の年数は幾らなのか、お答えいただいたらというふうに思います。

住民生活課長 この退職者報償金の減額397万円につきましては、基金の分が、基金は5年以上の退職者、この方が16名の減、町単独の4年以下が2人ということで、当初より3人減という形で、それぞれ実績による減額をしております。

それと、平均しまして24万2,894円の報償金ということでございます。以上です。

議 長 他にございませんか。

1 0 番 ただいま吉識議員のほうから住宅の耐震改修工事の補助金が丸々減額されたというふうに質問されたわけですけども、逆に52ページになりますけども、社

会福祉費の老人福祉費、この補助金、人生80年いきいき住宅補助金、これが186万補正されております。予算が433万ということに対して186万のプラス補正ということになっておりますが、当初のこの予定されました件数と、最終的に申請があった件数をお尋ねしたいと思います。

民生参事兼健康福祉課長 この人生いきいき住宅助成につきましては、当初特別型3件、一般型1件と、増改築2件ということで、6件を置いておりましたが、最終的に24年度につきましては、特別型9件、一般型が8件、増改築型11件ということで、28件のお申し込みがありましたために、最終見込みで620万円程度の見込みで186万円の補正というふうにならせてもらっております。

議 長 他にございませんか。

5 番 66ページの土地借り上げ料、せんだって説明ではこの物件については、確かもちむぎ食品センターの東側の駐車場の借り上げ料で、1月から3月分の駐車料金とお聞きしました。これについては遡及するその理由と、それから既にもう契約行為はされているのかどうか、お尋ねしたいと思います。

産 業 課 長 12月議会でも答弁させていただいたわけですが、もちむぎ食品センターからの経営に対する支援の中で、庁内部で検討しました結果、1月分から町が負担していこうということで、この補正に、1月から3月分計上させていただいております。

現在、地権者の方を交渉を継続しております。最終的な、まだ合意には至っておりません。

5 番 そうしますと、現在はその食品センターと地権者の契約があるかと思うんですが、ダブることにならないんですか。

産 業 課 長 きょう現在ではあくまでももちむぎ食品センターと地権者の方の賃貸借契約でございます。地権者の方に了解をいただければ、町との契約に切りかえていくわけですが、その辺につきましては、地権者との合意に至った段階で切りかえたいんですが、最終的には今借り上げ料で置いているものを、切りかえの月によりまして、補助という形で出す可能性もあります。

5 番 はっきりわからないんですが、今現在その交渉中で、もし話がつけばその現在の契約書を変更するということは、逆に3月分については返還して、新たに町とのほうでこの借り上げ料を支給すると、こういう意味でいいんですか。

産 業 課 長 賃貸借契約の契約締結日によるわけですが、例えば、3月になってしましますと、当然その契約上はもちむぎ食品センターが支払うこととなります。その分につきましては、町の方針としましては、あくまで町がもう負担していこうということでございますので、その分については町からもちむぎ食品センターに補助という形で支給することになるかと思っております。

5 番 契約の仕方によって3月に締結すればその3月分から町のほうが払って、今現在のセンターの分については、その2月分、1月分について、返還が発生すると。場合によっては何か補助をするというのを言われたんですが、これはあくまで賃貸借料で、使用料で組もうとされてますから、科目がちょっと違うように思うんですけど、その点はどうなんでしょうかね。

産 業 課 長 補正予算の計上の仕方としましたら、あくまで前提は町と地権者との賃貸借契約に切りかえた中で、町が地権者に支払うという考え方で計上をしております。きょう現在まだ合意には至っておりませんが、その契約の変更の日時、これによって取り扱いが変わってこようかと思っております。

5 番 契約がはっきりしてないから、一応予算上としては1月分から3月分まで計上しておこうと、交渉の結果によって1月分から払う場合もあるかもしれないけれ

ども、あるいは3月分から払う場合もあるか、これは今後の交渉によって決まると、こういう解釈でいいんですか。

産業課長 その契約日によりまして、町からの支出の仕方というのが、ちょっと若干変更する可能性がございます。

議長 ほかにございませんか。

4番 この税還付金について、いま一度お聞かせをいただきたいと思うんですが。

税務課長 税還付金の1億1,250万円の金額なんですが、大きくは近畿医療福祉大学の学生寮を含む固定資産税の課税について、法的な解釈の誤りがありまして、学校からの申し出等があり、現地の検分もいたし、法的な解釈も専門的なところにも相談いたしましたところ、地方自治法でいいます学校法人が所有する、教育に資する資産については非課税であるということがわかりました。

今まで課税してきた物件につきまして、非課税に改めて平成20年から23年までの4年間課税をしていたものを還付するということにさせていただきました。その課税をしていた分の還付金が、本税で9,900万ほどと、還付加算金もつくということで、その分を合わせて1億1,000万、それと法人の還付が予定よりも多くなりました関係で、総トータルで1億1,250万円の還付金が発生しました。

4番 寮などは家賃も取っていると思うんですが、こういう場合でも非課税ということになるんですか。それとこの近畿福祉医療大学の施設全体の中で、課税対象部分と非課税部分の土地及び建物、施設等についての、その全体の区分表みたいなものは提出できますか。

税務課長 1点目の家賃を取っていても非課税であるのかというところなんですが、地方自治法でいいます公益法人とか学校法人が所有する固定資産については非課税であると、家賃を取っている取っていないは関係なしに非課税であるというところであつたおられますので、非課税になります。

課税非課税の明細につきましては、また後ほど提出させていただきたいと思えます。

4番 今の答弁で、学校法人が持つておるものについては全て非課税という言い方はおかしいのではないんですか。教育の用に供しているかどうかという、そここのところに判断の基準があるのであって、学校法人が持つておるのは全て非課税というその言い方は、この本会議場でありますので、改めて答弁を求めたいんですが。

税務課長 はい、教育の用に供する資産というところで非課税にさせていただきました。

議長 他にございませんか。

4番 先ほど質問があつたのですが、駅前周辺整備関連のところでは減額ということですが、これは町民的にも今非常にこの関心の高い問題でございまして、これが平成24年度当初予算で計画したことが、どこまでできて、そしてどこまでが未実施だったためにこれだけの減額になったのかという。どういう事業をやろうとしたけれども、どうできなかったのかというふうな点もいま一度お答えをいただきたいと思えます。

技監 駅周辺整備の検討につきましては、県と協議調整をしながら計画案を固めていくと、計画の中身の検討業務を委託するというところで予算を計上しております。ただ、過年度にも一定の検討をしてきておりますので、過年度の検討の中で新たにコンサル委託をして検討をやり直すというようなところまでは至らなかったため、業務委託を発注しないと、そういう状況になったということでございます。

4番 例えば、今このテレビで、見ておられる町民の方があつたられば、今の技監のお答えは町民の方に理解できると思えますか。どれだけの事業を計画していて、

やらなかったということですが、それはもうやる必要がなくなったから減額になったのか、あるいは必要があるんだけど、作業がおくれているから減額になったのか、そのところがよくわからない。今の答弁。

技 監 まだ成案を得るに至っておりませんので、必ず検討業務は必要になるかと思
います。ただ、これまでの検討結果をこういう方向で、こういう形に見直そうと、
そういう方針が定まるところまで至っていないということで、新たな業務がどち
らかという、再検討が条件を与えてできる状況にならなかったという状況でご
ざいます。

4 番 本当にね、今町民的に一番関心の高いところの課題になっておるんですね。そ
の点で、これがこんな形での補正予算になるというのは、なかなか私としても残
念に思っておるところでございます。

さきの12月議会でも技監に答弁も求めたわけですけど、なぜこんな形にな
ってくるのか、それで見通しはどうなるのか、その点についてはどうなんでしょう
か。

技 監 今年度の検討としましては、どちらかといいますと計画の中身というよりも、
県の財政上の制約が厳しいという中で、なかなか前向きな検討をしていただけ
ないということがありますので、これまでの議会でも答弁させていただいており
ますように、早期事業化が可能な事業手法、これについて町も検討して県に提案を
させていただくという答弁をさせていただいています。

そういう方面の事業化をできる事業手法、どんな事業手法ならできるのかとい
うことで、県とも協議を進めております。現時点で、まだ県と調整中でありま
すので、詳細な中身はご説明はできませんけれども、町のほうから一定の説明をし、
県の方向、県の中で今検討していただいている状況にあります。

私の感触といたしましては、一筋の光が見えたのかなということで考えており
ます。

議 長 質疑の途中ではありますが、しばらく休憩いたします。

再開は13時、午後1時といたします。

◇

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

◇

議 長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

4 番 昼前の答弁を聞いておりますと、大体この駅前問題についても、これまでこの
議場で技監の述べられてきた、平成26年とか27年とかいう数字が出てきてお
りましたけれど、こういう数字が現実味をさらに強くなるのか、あるいはさらに
この現実性が薄くなっていくというこの補正予算見てですよ、感じになるのか、
どちらですか。

技 監 これまでの答弁では、都市計画手続をいつまでに終えて、その次に事業化の流
れになりますと、都市計画手続を26年度、遅くとも26年度までと、そういう
ご答弁、年次スケジュールで答弁させていただいたかと思えます。

今、県と協議をしておりますのは、計画決定というよりも、いつどうやったら
事業化できるのかという観点で県とは協議を進めております。9月議会でしたか、
サンライズ用地の無償提供という形もご答弁させていただきましたけれども、今
年度の検討の中身としては、一貫して県の財政状況のもとで、どんな事業手法で
あれば、できるだけ県の事業費を軽減するような形で、事業化を何とかできない
かと、そういう観点で検討をし、県と協議を進めてきております。

先日、2月の28日に、一応県と勉強会を開催しまして、町から一定の提案をさせていただいて、県でも好感を持って受けていただきました。これから県で実質的な検討がなされると、そういう状況にあります。

今までは全く事業化という観点では、恐らく県も検討していただけてないんじゃないかなと思います。ですから、計画の中身云々の議論よりも、計画よりもなかなか財政、無い袖は振れないということで、実質的な議論がなかなかされていなかった。しづらかったというような状況かなと思います。それが事業化に向けて県も動き出していただけるような、そういう検討を進めていただけるような流れになったのかなということで考えております。

ただ結果といたしまして、いつの段階で事業化ができるのかというのは今後の県との検討結果によりますので、現時点ではそこまで見込みが立っておるわけではございません。

4 番 これ以上は一般質問でしたいと思うのですが、具体的にわかりやすい答弁ということにはなかなかありませんで、非常に焦る思いをしておるところでございます。

その上の都市計画総務費のこの400万円減につきましては、これは街路網の検討業務の減額ということですが、これらの作業も延びるということになれば、駅前問題に影響はあるんでしょうか、ないんでしょうか。

技 監 実際のところをいいますと、この交通量推計の結果が最新の交通量データということになりますので、駅前の事業を事業化するときの交通量は何を使うかといえば、この交通量を使うことになります。ですから、この検討作業がおくれると、実質の検討作業がおくれると、そういう面もありますけれども、現時点での検討の流れでいえば、来年度に都市計画の交通量推計を行いまして、県とのそういう調整をやっていけば、全体の流れに支障を与えるものではないということで考えております。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第18号、平成24年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、ご質疑がございましたらどうぞ。
ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第19号、平成24年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について、ご質疑がございましたらどうぞ。
ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第20号、平成24年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について、ご質疑がございましたらどうぞ。
ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第21号、平成24年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について、ご質疑がございましたらどうぞ。
ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次、議案第22号、平成24年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、ご質疑がございましたらどうぞ。
ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次、議案第23号、平成24年度福崎町水道事業会計補正予算(第3号)について、ご質疑がございましたらどうぞ。
ございませんか。

1 4 番 この補正予算実施計画を見せていただきまして、水補の2ページ、資本的収入及び支出の予定が出ておりますが、補正が出ておりますが、資本的支出が2億9,744万9,000円が3,700万の減になるということのようでございますが、これは何ゆえこういうふうになるのか、ご説明をいただきたいというふうに思います。

水道課 長 建設改良費の支出の3,700万円の減のことでございますが、まず入札減に伴いまして、約6,500万円の減であります。それとともに福田の水源地の実施設計をここで見ておりますので、その費用が3,144万円、これをしめて、建設改良費では3,350万円の減額となっております。
続きまして、給水工事費であります。給水工事の件数の減少等が350万円ございまして、合わせて3,700万円の減となります。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次、議案第24号、平成24年度福崎町工業用水道事業会計補正予算(第2号)について、ご質疑がございましたらどうぞ。
ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
1 4 番 工水補3ですね、これまでも何度も申し上げておるところでありますけれども、この24年度補正をしても、58万9,477円の赤字だということなんです。これはそうしてこうなるんでしょうね。こういうふうな状況はあんまり好ましくないとは思いますが、非常にたくさん利益を出せと言うとるわけやないんですが、公営企業ですんでね。理由を。

水道課 長 ご指摘のとおりで、もちろん利益を求めて運営するのが公営企業と思っております。ご指摘の赤字を見込む補正予算と、こういうふうになっておるわけでございますが、内容につきましては、実は配水池の清掃、配水池内の清掃作業に110万円ほどかけて、またその清掃を行ったもとの原因になります。水源地からの送水の濁度を検査する費用として濁度計の設置にまた100万円ほど費用を急にかける必要がございまして、結果的に赤字予算という見込みになってしまいましたわけでございます。

議 長 ほかに。

1 4 番 これはこの24年度特にそういうふうな特定のその工事等ができて赤字になったということですが、今後はそういうふうなことにはならないわけですか。見通しはどうなんですか。

水道課 長 収益的な面の見込みではございますが、まず今予定されております企業団地

のほうに正徳さんの進出の予定がされております。これにつきましては日量300トンの工業用水を買っていただくという話で進めておりますので、これが実現すれば年間に250万円ぐらいから300万円ぐらいの収入があるものと思っております。それによって多少、経営はやりやすくなるように思います。

ただ、26年度から、工業団地で下水道整備の計画がなされております。これにつきましては、皆さんご承知のとおり工業団地ももう既に30年余り、大方40年ほどくれています。当時の配管にも多少問題のあるいうんか、老朽化しておる関係もありまして、工事の仕方によっては、またいろいろと検討もしていく余地があるかと思っております。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第25号、平成24年度福崎町水道事業会計資本剰余金の処分について、ご質疑がございましたらどうぞ。

ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第26号、平成25年度福崎町一般会計予算についてでございますが、資料等膨大なものでございますので、質疑をされる方はそれぞれのページをお示しの上ご質疑を賜りますよう、お願い申し上げます。

それでは、本案に対するご質疑がございましたらどうぞ。

3 番 事項別明細書の178ページには、委託料で高齢者肺炎球菌予防接種委託料44万円、同じく178ページ、補助金、高齢者肺炎球菌予防接種助成金60万円が計上されております。予算編成の概要というほうの15ページには、予防接種事業では、高齢者肺炎球菌ワクチン接種として240万円。

議 長 石野議員、マイク調節をお願いします。

3 番 予算編成の概要のほうでは15ページ、予防接種事業では高齢者肺炎球菌ワクチン接種が240万円というふうになっておりまして、75歳以上、接種率25%というふうになっております。この差額の36万円についてワクチンの薬品代ということになるのでしょうか。この点まずお尋ねしておきたいと思っております。

民生参事兼健康福祉課長 平成25年度から新たに高齢者肺炎球菌ワクチンを開始いたします。これらの予算組みにつきましては、先ほど議員が申されたとおり、25年度は600人を対象に委託また補助をするというような形で、委託料につきましては360人分が1人当たり4,000円という形で144万円、これらにつきましては、町内の医療機関でされる場合は現物給付という形で、もう福崎町と医療機関と委託契約をして、そういう形をすると、補助金のほうにつきましては、兵庫県下における、福崎町外で実施される方もおられますので、そういう方につきましては補助金という形で償還払いをしたいという形の予算組みをしております。

その補助金につきましては、600人の内の残り240人に対して4,000円の96万円という形で補助金を置いております。

3 番 町内でされる方については現物給付を行うと、私が今、最初申し上げましたのは、事項別明細書の144万円の委託料と補助金の60万円では204万円と、予算編成の概要書の15ページでは240万円というふうになっておりまして、

民生参事兼健康福祉課長 事項別明細書178ページの補助金では、肺炎球菌ワクチンの助成金は96万円となっております。

3 番 そしたらそのいわゆる、私が申し上げておりましたのは、町内にも多くの方が

既に肺炎球菌ワクチンの接種を受けたという方がいらっしゃる、医者から勧められているという方も多くお聞きをしたようなこととございます。65歳以上の方、75歳に未到達の方についても、医師がワクチン接種が適切というふうに判断される場合もあるかと思いますが、そうした場合については助成対象となるのかどうか、この点についてお尋ねしたいと思います。

民生参事兼健康福祉課長 これにつきましては、高齢者のインフルエンザと同じ対応をしようという形を取っております。したがって、60歳以上の方で、この場合でしたら74歳未満になるんですが、その方々につきましては、一定の心臓病もしくは腎臓疾患の方につきましては、その対象に加えていこうという形を取ろうと考えております。

3 番 風邪を引いたときに医者から勧められて受けたとかいうふうな方もあって、人間の健康状態というのは日々変化もあるというふうにも思います。そうしたケース・バイ・ケースで必要な方がこの助成の対象となるように強く願うものですが、そうした配慮については具体的にどんなふうになっていくのかということについてはいかがでしょうか。

民生参事兼健康福祉課長 この高齢者肺炎球菌ワクチンにつきましては、1度受ければ5年間有効という形で、既に受けられた方につきましては、5年間たてばまた受けていただければと、それが3年で受けられても補助対象にはなるという形で思っております。

3 番 この新しい事業ということでありまして、4月1日からの実施かというふうにも考えておりますけれども、一定のこの事業のあらましというんでしょうか、そうしたものについての資料の提出はいかがでしょうか。

民生参事兼健康福祉課長 事業の概要等の部分につきましては、後ほど予算委員会等でお示しをさせていただきますけれども、実施時期等につきましては、医師会等の関係もありますので、4月1日からすぐというわけにはなかなかまいりませんで、ワクチン等の確保の関係もございまして、それには新年度入ってから調整をさせていただきます。

3 番 もう一度確認をしておきたいと思っておりますのは、75歳以上の方については対象とすると、今65歳以上というふうな線引きもあるかとは思いますが、参事のほうからは60歳以上というふうな方でワクチン接種が適切と考えられる人については対象としていくということと間違いございませんでしょうか。

民生参事兼健康福祉課長 そのとおりでございます。

3 番 所得制限等については、75歳以上と60歳以上75歳未満の方についての区分というんですか、違いがあるのかどうか等についても、文書提出でお示しただけならというふうに思います。

民生参事兼健康福祉課長 概要でまたお示しをさせていただきます。

議 長 ほかにございませんか。

7 番 参照103ページ、104ページの負担金補助及び交付金の中の、自律（立）のまちづくり推進交付金についてであります。今回1,100万円の予算を組まれておりますけれども、この積算の方法と、またこれはどういった形で使われるのか、ご説明のほうお願いいたします。

企画財政課長 自律（立）のまちづくり推進交付金の金額の積算の根拠でございますけれども、今現在町のほうから社会福祉協議会のほうに地域総合援護システムの補助金として100万円余りを委託しておりますが、それを組み替えまして、ここに100万円を置いております。残る1,000万円につきましては、区長会等にご相談を申し上げながら、その分配方法についての検討を進めているところでございます。今、案として考えておりますのは、均等割と戸数割を用いて分配する方法を

考えております。

7 番 その1, 000万円、こういった使用用途を考えられていますか。

企画財政課長 使い道につきましては、町長が申しあげましたとおり、自律（立）のまちづくりを進めていくのに当たりまして、自治会のほうでいろいろな問題点、自分らの集落での課題を洗い出していただいて、皆さんで検討した結果計画に挙げて、それを進めていただくことに対しての交付金とするように考えております。

7 番 すみません。いま一つピンと来ないんですけど、例えばその例を挙げていただいて、こういったことについてこの予算を使うことができるのか。各自治会ごとにあると思いますけれども、少し具体例があれば、お願いいたします。

企画財政課長 具体例につきましては、今役場内でも課ごとに職員を集めましてワーキングを立ち上げて、自治会にお示しする具体的な例を検討している途中でございますが、例としてお示ししますと、12月議会でもいろいろご提案をいただいたわけではございませんけれども、例えば自治会におきまして、火災のときの消火栓の位置の確認でありますとか、そういった消火訓練、また防災訓練、そういったものでありますとか、後、高齢者の見守り活動を自治会でどう進めていくか、そういった検討または実行に対しても補助をしていきたいと、そのように考えております。

7 番 すなわちその今のところきちっとこういった形というものは今ないということですか。例えば、自律（立）のまちづくりということで、各自治会でいろんな行事ごと、例えば盆踊りとか、各集落ごとで行われているような行事ごとにもこの費用を充てることができるようなものなんでしょうか。

企画財政課長 補助金の使い道につきましては、町長が冒頭申しあげました自律（立）の心を育て、参画と協働のまちづくりを進める四つの柱を示しております。町長が申ししておりますのは「科学の心で知を力に」、それから「もてなしの心でともに生きる」、「食育でみんな元気に」そして「地産地消で活力を育てる」、そういった目的を集落でいろいろと考えていただいて、その中に当てはまるような事業、目的でございましたら、活用していただけたらと思っております。

議長 ほかにございませんか。

9 番 概要書の20ページ、観光振興事業、地域の夢推進事業で七種山遊歩道工事と播磨国風土記の看板、これの関しまして、詳細なる説明をもう一度お願いしたいんですけど。

産業課長 まず、七種山の遊歩道の整備工事ですけれども、これにつきましては七種の滝へ上がっていく遊歩道とともに迂回のルートがございます。そういったところを若干台風の影響もございまして崩れたところもございしますので、そういったものを合わせて全体的に整備をしていきたいというものでございます。

それから、播磨国風土記の看板につきましては、これ作門寺の山門の手前に現在看板を設置しておりますが、それを再整備しようというものでございます。

それから、播磨国風土記のマップにつきましては、播磨国風土記に出てきますそういった地名、それらを有効に活用した中で、観光振興につながるようなマップを作成していきたいという考え方でございます。

9 番 作門寺の山門の隣の看板いいましたら、七種山だけの登山道の看板かなと、このように私は見ているわけですが、七種三山というのがありまして、七種槍とか七種山とか、そういうこう全体的な七種山の看板が今の現在のところないわけですね、野外センターの付近から。そういうような七種山全体の総合的な看板って以前一般質問でも申しあげたわけですが、作門寺の山門の横に立てられるということは、七種山のみ看板かなと思うんですけども、そのようなものでしょうか。

- 産業課長 具体的な詳細につきましては今後検討してまいりますので、ご意見いただいたようなことも踏まえまして考えていきたいと思っております。
- 9 番 その看板を立てようか思いましたら、野外センターぐらいのほうが適当かなと、このように考えるわけでございます。
- 近年、七種山においても遭難者が出ているわけなんですね。それにおいて、遭難者があったとか、そういうような安全を示すような看板いうのを一つ考えていただけたらなど、このように考えますが。
- 産業課長 七種山全体の中の遊歩道につきましては、ここ数年山の会にもお世話になりまして、案内板、標識、そういったものをかなり整備ができておりますので、そういった面では改善されているのではないかと考えております。
- 議長 ほかにございませんか。
- 1 2 番 同じ概要書の20ページでありますけども、ここに緊急雇用対策費が744万5,000円計上されております。そしてここには6項目上がっておりますけども、果たしてこれが本当に緊急の雇用対策に値するのでしょうか。ご説明をお願いいたします。
- 産業課長 緊急雇用対策事業でございますので、基本的には失業されている方等が主な対象の方となっております。そういった方を雇い入れするのがこの事業の目的でございますので、その事務の内容なり、業務の内容につきまして、該当するのかどうかという議論とはまた別のものだと考えております。
- 1 2 番 もともと国の方針ですと、例えば会社勤めをされていた方が退職を余儀なくされたということで、あえて生活に困窮することについて、とりあえず次の仕事が見つかるまでのその雇用の対策だというふうに聞いているわけなんですけど、そういう方々が、24年度におきましてはどの程度あったのか、その辺はどうでしょうか。
- 議長 もう一度、質疑を、詳しくお願いします。
- 1 2 番 前年度と比較したその雇用の実態、それはわかります。
- 産業課長 例えばその町内で何人失業されたかといった数につきましては把握はできておりません。
- 1 2 番 もちろんそういう形でもって福崎町に居住されている方々の緊急雇用の対策費でありますので、やはり十分に検討した上でもって、緊急性を持つ、そういう対策に使っていただきたいなというふうに思いますが、その点はどうでしょうか。
- 産業課長 事業の内容ですとか、採用要件等につきましては、県ともヒアリングを受けた中で実施をしていくわけですけれども、そういった中では、先ほど指摘されたようなことが全て該当するのかといいますと、そうではない面もあるかと思っております。当然その制度の中でやってまいりますので、基本的にはハローワークも通した中で、求人等もかけていっておるものでございます。
- 議長 ほかにございませんか。
- 9 番 事項別明細書の3ページですか、法人税が昨年と比べますと、非常に大きな減額をされておられるわけでございます。景気が悪い、法人がもうからないというようなことかと思うんですけども、その反面償却資産がふえているわけでございます。法人税の収入が減って、償却資産がふえるというのは、ちょっとその辺の説明をお願いいたします。
- 税務課長 法人税につきましては、最近の景気の動向などから見まして、欧州とか中国の影響がかなり大きく、輸出関連の企業に大きな痛手になっているというところで、法人税は減少の傾向にございまして、地方財政計画においても減額に推移しております。

一方、償却資産につきましては、会社の今後の経営の方針等も関係してきますし、設備投資を行って、今後の会社の経営の一環として投資をしていこうというようなどころもございまして、町内の企業にアンケートをとりまして、ことし投資をする予定なども聞いた中で、見込みを立てて予算を組まさせていただきました。

9 番 償却資産の課税客体はどのように調査されておられるのでしょうか。
税 務 課 長 会社のほうに申告書を送付しまして、会社のほうで減価償却に対応して経費として落としている資産を毎年増加減少を申告していただいて、課税に用いてるところでございまして。

副 町 長 償却資産はもうご承知のように、このたびの民生常任委員会、また産業建設常任委員会のほうからもご報告があったかと思うわけでありましてけれども、やはり企業内における設備が老朽化しておると、こういったような形が一つあらわれてきておるのは事実であります。

また、法人税割りの関係でありますけれども、国における予算は地方財政計画では法人税が伸びるのではないかとといったような明るい展望の部分を見ても、きょうの昼のニュースなんかを聞きますと、景気拡大に若干つながっておるといったような形が示されております。

いずれにいたしましても、これら等法人税割りにつきましては、最終的には地方交付税の収入と連動いたしますので、これら等についての調整は、その年度内における分野で反映させていただきたいと、このように思います。

議 長 ほかにございせんか。

3 番 概要書の14ページ、学習と教育の充実のところ、下から三つ目の丸、学童保育園の運営ということで上がっておりまして、ここで西部学童保育園は年間240日開設、東部学童保育園は年間288日開設というふうに、大きく48日間の開設日の開きがあるということについては、どういう事情なんでしょうか。

学校教育課長 ことしの4月から福崎東部学童保育園が開園しまして、西部と東部2園で運営をしております。その中で、運営の方法につきましても、土曜日を朝8時から午後の6時まで希望保育ということでお預かりすることになります。それにつきましては、東部学童保育園をセンター方式としまして、1園で運営しようということから、西部と東部で運営日数に差が出ております。

3 番 土曜日、西部の対象の子どもは、保護者が東部学童保育園に連れていくということになるのでしょうか。

学校教育課長 土曜日につきましては朝からということになりますので、保護者の方に送り、それから夕方の迎えをしていただくことになります。

3 番 そうした事情については対象の保護者のご理解は得ておられるのでしょうか。

学校教育課長 現在におきましても、長期休業中は保護者の方に朝の送り、それから夕方の迎えをしていただいております。土曜についてもそういうことをご理解をさせていただきたいと思っております。

議 長 ほかにございせんか。

1 4 番 説明資料の1ページ、職員配置人数表というものがございまして。これまでもお聞きをしておるわけですが、もう一度改めてお尋ねをしたいというふうに思います。一般職と嘱託・臨時というふうに区別をされておりますので、この25年度は一般職を157人に、嘱託・臨時を88人ということで、24年度よりも非正規が増加するというふうな予定のようございましてけれども、このとりあえずお聞きしたいのは、非正規の25年度の予定される88人の男女の性別、年代、最近若年の方々が非正規でなかなか結婚がしにくいというふうな問題も、

社会問題になっておるようでございますし、そういうふうなところからお聞きをしたいというふうに思います。

総務課長 また後ほど取りまとめて報告させていただきたいと思います。

1 4 番 それじゃ、それは取りまとめてお示しをいただくということにしまして、私は以前にも申し上げましたが、同一労働同一賃金というふうな言葉もございまして、同じ仕事をしておれば同じ報酬が望ましいのではないのかというふうに思っておるわけでございますけれども、この25年度に予定されております88人の非正規の中には、この27人保育所費ですか、入園児の増に伴う臨時職員の対応というふうなことが書いてありまして、非常にこの88人の中に高いウエートを占めるというふうに思うんですが、このような正規の職員と非正規の職員の比率、例えば近隣の市川町とか神河町ですか、はどういうふうな状況になっておるのか、参考のためにお聞かせをいただいたらというふうに思うんです。

総務課長 神河町、市川町とかいうようなことで特段調査はしていないんですけれども、新聞紙上でよく見かける数字といたしましては、非正規の職員さんが大体30%、3分1ぐらいは非正規の職員さんで行政を運営しているというような状態になっているというように新聞記事をよく見ます。福崎町もちょうどそのような状況だというふうな認識をしております。

1 4 番 一般的に3分の1ぐらいというような、それがですからその社会問題化するわけですね。これを解消する方法はないものかどうかということなんです。私が申し上げたいのは、副町長それはないんでしょうか、どうでしょうか。

副町長 国が面倒見ていただければ、これほどありがたいことはないわけでありまして、示されてくる措置単価、中身は人件費、事務費、事業費と、こういったような構成で示されてくるわけでありまして、これら等に対応する給料表が今のところございません。それら等を正規的な対象で人件費構築をしますと、昔と同じく継ぎ足し分、人件費の継ぎ足しだけで一般財源で2億5,000万円といったような多額の予算の必要性が出てまいっております。

規制緩和等競争政策が始まり、今の現在における社会では規律を失っているのが現状でありまして、市場原理主義がこういったような形の中で質の低下を含めて今出てまいっております。労働者派遣法も変更を加えられ、正職員の減がありまして、先ほど総務課長が申し上げましたように、職員の非正規雇用は全体の3分の1にもなっておるといったような事柄にもいわれております。

市場原理には私は一定の制限が必要だと思っておりますし、財政規律でありますとか、市場規律でありますとか、社会規律でありますとか、そういったようなものをきちっと構築していただければ、地方自治体もそれら等に対応できるのではないかというふうに思っております。

1 4 番 国が全て面倒見てくれたら、それはもうもちろんいいわけございまして、ところがなかなかそういう状況にならないということだろうと思うんです。先ほどその年代をお聞きしましたのは、例えば最近では65歳まで働けますよ、というふうなことで、60歳を過ぎて、一応これまででしたら一区切りをつけて、非正規の身分で雇用が継続していくというのは私もわかるわけなんです。若い方がね、非正規の募集をするとたくさんお越しになると、職を求めておられる方がありましてね。そういうふうなことで、若い方に本当にそれで夢が持ってもらえるのだろうか、将来設計ができるのだろうか、というふうなことを思うわけですね。ですから、先ほどこの年代別の内容もお聞きをしました。

私はこの、今副町長さんがおっしゃるように財政的な面だけを国が面倒見てくれるというふうなことがあれば、これはどこもええわけで、ところが金がないか

ら借金をしてという話でなかなか難しいということですからね、ですから、その最近ちょうど今度25年度から地域振興課でNPOとか何かを育てるんだというふうな説明がございましたですね。そういうふうなNPOを育てて、できる範囲の行政の仕事をお任せをするというふうなことをすれば、一定の解消には私はなるんではないかというふうに思うんですがね。

特に、最近の町民の要望というのは、非常に広範囲に、一人一人要望が違うというふうなことで、多種多様な要望にこたえていくというふうな意味では、なかなか町の職員が正規、非正規にかかわらず、全て対応するということは非常に難しい時代になっているんじゃないかというふうに思うんですね。ですから、その辺のところのお考えはどういうふうなものなのか、一遍お聞きをしたいというふうに思います。

副町長 非常に高度な質疑でありますので、なかなかそれらに対応できる答弁ができるかどうかちょっとわかりませんが、今いわれましたように、大企業では定年60歳を迎えた方については、非正規問わず、65歳まで職を与えていこうという方向性が出ております。これは中小企業ではなかなかそういったような事柄には向いていない。また、国家公務員の関係につきましては、60歳定年を迎えた段階におけます分野で、再雇用に応ずる、まだ法律は通っておりませんので、義務化されるのかどうかはわかりませんが、今のところ計画では義務化して、申し込みがあればこれらを再雇用しなければならないという形になっております。

一方、地方公務員法では、この再雇用の関係については、職を提供するのが非常に難しいといったような形、また市町合併を含めた形の中では、まだ職員が多いのではないかという批判もございまして、対応はなかなかしにくいという事柄であります。

本町におけます分野につきましては、60歳定年を迎えた方に再雇用もしくは臨時雇用といった形になろうかと思うわけでありましてけれども、対応できる部署があるのかないかも含め、総務課を中心とした形の中で今研究をしていただき、報告をもらっておるところであります。できるだけそういう方向を目指していきたいというふうに思っております。

先ほど言われましたように、町内におけるNPO、現在ございません。そういうNPOを育ててみたいという気持ちは非常に強うございまして、研究をしていかなければならないというふうに思っております。

それとともに、社会保障の関係、医療、介護、年金と、こう言われまして、その上になおかつ子育て支援という形で地方消費税が現在の5%から最終的に10%という方向性が打ち出されております。需要とは私は支払う意思を伴った要求のことだということにも思っておりますし、行政需要の全てが行政の守備範囲となるわけではないということもあります。これはもう物事には優先順位がついてまいるわけでありまして。それらをどういうぐあいにするのか。

それとよく議員の皆様方から聞きます、声なき大多数、サイレントマジョリティのニーズをどう捉えていくのかといったような形、それから最近でありますけれども、福祉サービスでありますとか、救貧、防貧対策から生活支援への変化といったような形がよく見受けられます。これらにつきましては、生活保護の不正受給でありますとか、そういったような事柄がいわれておるわけでありましてけれども、実質的には低所得からある程度の所得階層への対応への変化等々が、社会情勢の中であらわれてきておるのではないかと考えております。

また、同じ行政サービスを堅持できるのであれば、これは経済性を追求しなければならないと思っております。いずれにいたしましても、我々が行政を行うも

ととしては、前に進みたい、新しい自分を見つけない、新しい行政をやりたいと思っておるときこそ、原点に立ち返った形の中で、もう一度振り返りながら、その立場の上で考えていければというように思っております。

1 4 番 その次のページ、説明資料のページなんですけども、時間外勤務手当と通勤手当が出ておるんですが、この通勤手当見てましたら、前年度よりもふえるんだということですね。時間外勤務手当もふえると。これまで時間外の勤務はできるだけなしにしたほうがいいんじゃないかと、職員の皆さんも家庭サービスをやっただけで、このたびから特に提唱されておりますように、自律（立）のまちづくりですね、地域で貢献をしていただくというふうなことも含めて、時間外勤務を減らしていくというふうな方向が私はいいんじゃないかというふうに思っておるわけですが、これによりますと、25年度は時間外勤務手当がふえるというふうな計画になっておりますし、通勤手当もふえていくということで、この辺のところは何ゆえこういうふうになるのか、ご説明をいただいたらと思います。

副 町 長 一般会計の説明の中における概要の中で、25年度は参議院議員選挙があり、県知事選挙あり、町議会議員選挙があり、この選挙に対する時間外勤務がふえたということでありまして、他の業務に対応するべきものは大体念頭に置いたものであります。

総 務 課 長 通勤手当の増につきましては、遠方の他市町からの通勤者が多くなったということでございます。

1 4 番 1キロ以上は通勤手当を出すんでしょう。だったらね、金額がふえたらそれ遠いところから来る人が多くなったんやなぐらいは私もわかりますわ。

ほならまあよろしいわ。そうそう、先ほどの自律（立）のまちづくりですが、これだけ聞いておきたいというふうに思います。

先ほどもどういふふうな事業をやればいんだらうというふうなご質疑がございましたが、もう一つよくわからん。答弁だけでは。町長さんのおっしゃってられる挨拶にもありましたですが、ことしは自律（立）の心を育て、参画と協働のまちづくりをメーンスローガンに掲げ、そのもとに「科学の力で知を力にしたまちづくり」、2番が「もてなしの心でともに生きるまちづくり」、3番が「食育で健康なまちづくり」、4番が「地産地消で活力を育てるまちづくり」と、この4本の柱を配置して、町政運営を進めてまいります。こういうことなんですね。

3番、4番については私も何となくわかるような気がするんですが、この「科学の力で知を力にしたまちづくり」というのが、その次にずっとこう解説があるんですが、町長さんのご挨拶を見ておりましたも、もう一つピンと私は来ません。これまでも申し上げておりますように、行政の説明というのは、小学校の5年生にわかるような説明をしていただきませんといかんというふうに私は思っておりますので、改めてお聞きをしたいというふうに思います。

この自律（立）のまちづくりですね。特にお聞きをしたいのは、私はこれはなぜその自律（立）のまちづくりが必要なのかと、町長も六、七年なりますね。提唱されてから。恐らくそのぐらいはたってるというふうに思うんですが、その辺のところがお互いに、その意思確認をしよう、共通理解をしておきませんか、なかなか難しいんじゃないかというふうに思うんですね。

もう少し続けて言いましたら、この地域づくり事業、今度の自律（立）のまちづくりの推進交付金なんかいう新しい1,000万円の分ですが、その自治会へ説明をして、進めていくというふうなことなんですね。説明を聞きますと。私はこれは行政の仕事を自治会へ押しつけよんと違うんかというふうに思うんですね。

考え方によれば。

納税者がこれで本当に納税をしようという意欲がわくのかどうか。私は納税者の方がほんとうに納得をされるのかどうかというふうなことを思いました。自治会いまして、区長さんを初めとして役員さんですから、なかなか年に1回しか総会を開きませんし、大体通常の場合ですと。そういうようなところでその自治会でどういうふうにしてその住民個々人の要望をくみ上げて、これに反映していくのかというふうなことを考えますと、非常に難しいのではないのかというふうなことを思うんですが、どういうふうに思われますか。

町長 自律（立）のまちづくりというのは、私が当初からであります。と申しますのは、柳田國男さんの「美しき村」の第5章冒頭で、その町というのはそこに住んでいる人がちょっとでもよくなる、向上しようという人が1人でも2人でもふえていくことがよい町になると、この柳田さんの言葉に私は大変気に入って、地方自治の原点はこうでなければならないのではないかと、このように思っているわけです。ですから、自分はどないでもええんやというふうにみんなが思いますと、それはなかなかいい町にならないということは柳田さんが全国あるいは世界を回られて、少しでもよくなっていこうという気持ちの人が1人でも2人でもふえていく、そのための手だてをどうするのかということ、こういうことをすることによって自律（立）の町というのは、私自身は育つのではないかと思ったわけであります。

吉識さんは押しつけだと言われるわけですが、これは平行線になるのではないのかというふうに思っております。私は、自分たちの町で、地域総合援護システム、すなわちこれは子ども会でありますとか、消防団でありますとか、いろんな組織がありますが、そういう組織の方々の代表とよく相談をさせていただいて、それぞれの地域でよく相談をして、練り上げて、ことしはまちづくり、子育てに頑張ろうと思われるなら子育ての計画を立てられたらいいし、防災の計画を立てていこうと思われるのなら防災で計画を立てられるもよしということでありまして、そこまでは押しつけようというふうには思っておりませんで、各集落でそれぞれの知恵と力を出していただいて、企画・立案をさせていただいて、町の許す範囲内のお金の中で事業を進めていただければありがたいというふうに思っているわけで、返上しようと思われたら自由にお伺いしますから、それはまた違う地域の方々に配分をしていけばいいのか、政党交付金はそういう制度になっているようでありますから、そういう制度に私は学んでもいいのではないかと、今のところはそう思っております。

議 長 途中ではありますが、しばらく休憩いたします。

再開は2時20分といたします。

◇

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時20分

◇

議 長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほどの吉識議員の質疑の中で、「科学の心で知を力にしたまちづくり」これについて町長の答弁を求めたいと思います。

町長 「科学の心で知を力に」という、私たちが生活していく場合、知識がなければどうにもならないというふうに私は思っているわけでありまして。

ある哲学者が、「無知が人類を解放したことはない」というふうにした本があるわけでありましてけれども、やはり無知ではなかなか物事は処しることができ

ないと私は思っています。

そういう意味では「知を力に」あるいは「知は力」ということは、生きていく上で非常に大切ではないかと思っています。

そういったことで、一人一人が自分の知識、技能を修得して、より向上した人に育っていくということ、またそうした方向でまちづくりを進めるということは大切ではないかと思っています。

その前の「科学の心」というのは、何事にも批判的にものを見る、多面的にものを見る、一面的にものを見ないということであります。それは私の苦い経験を披露しておりますけれども、私は余りそういった知識力がなかったために、小さいときには、戦争がとことん困ったときは神風が吹いて、何とかやってくれるのではないかと、こんなふうに思いました。中国から元寇のときに、やってきたときに、ちょうど台風シーズンであったんでしょう。それが退いていったという、そういう故事もひっくるめまして、先生方にそのことをとんとんと教えられて、日本が負けることは絶対になんだというふうに教えられて、それは信じておりましたがけれども、日本はころっと負けてしまいました。

そして地震も、先ほどこの冒頭の挨拶に述べておりますように、そういう原子力エネルギーというのはクリーンでしかも安全だというふうに思っておりましたけれども、それもころっと違っておったということから、物事は多面的に、別の角度からもやはり見る必要があると、物事は批判的にきちっと見ると、議員の皆様方はその精神を発揮して私たちをチェックしてくださっているわけでありますから、そういう精神はますます旺盛にさせていただいて、よりよい福崎の町をつくらせていただくという方向になればいいのではないかと。

こういう力が町中に広がっていけば、非常にいいのではないかというふうに思ったということでございます。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第27号、平成25年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について、ご質疑がございましたらどうぞ。

ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第28号、平成25年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について、ご質疑がございましたらどうぞ。

ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第29号、平成25年度福崎町介護保険事業特別会計予算について、ご質疑がございましたらどうぞ。

ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第30号、平成25年度福崎町農業集落排水事業特別会計予算について、ご質疑がございましたらどうぞ。

ございませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
- 次、議案第31号、平成25年度福崎町公共下水道事業特別会計予算について、ご質疑がございましたらどうぞ。
- 4 番 公共下水道工事もかなり順調に進捗をしたというふうに全体として言えると思うのですが、合わせてこの事業では雨水排水事業も大きな事業として取り組まれていましたが、再々一般質問等で取り上げております、川端川雨水排水幹線については、今年度は全体工事がどれだけで、今年度これだけというふうなことなのか、単年度でやってしまうということなのか、ということも含めて、再度説明をお願いしたいと思います。
- 下水道課長 川端雨水幹線につきましては、2月の26日の産業建設常任委員会資料のほうでもお示しをさせていただき、また説明もさせていただいているところでございます。
- 25年度から工事に着手するということでございます。資料も見ていただくとわかると思いますけれども、全体延長が769.3メートルということで、そのうち直谷川と用水路であります千束水路の合流点地点、またそれとその上流側、川端川への放水路付近とのところで、3カ所のスライドゲートを設けまして、川端川への排水を導くという計画をしております。その部分につきましても、25年度で実施をさせていただく。
- それから、本川であります川端川につきましては、市川との合流点からの下流側から387メートルを実施する予定としているところでございます。
- 4 番 何年計画ですか。
- 下水道課長 25年、26年度を予定しております。
- 4 番 本会議で一般質問等で再三出ておる問題でありますので、本会議で丁寧に答えていただいたほうがよろしいかというふうに思ってお尋ねをしたわけです。よろしくをお願いします。
- 議 長 他にございませんか。
- (「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
- 次、議案第32号、平成25年度福崎町水道事業会計予算について、ご質疑がございましたらどうぞ。
- ございませんか。
- (「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
- 次、議案第33号、平成25年度福崎町工業用水道事業会計予算について、ご質疑がございましたらどうぞ。
- ございませんか。
- (「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
- 次、議案第34号、副町長の選任についてでございます。
- 副町長の退席を求めます。
- ◇
- 休憩 午後 2時29分
- 再開 午後 2時29分
- ◇
- 議 長 引き続き、会議を再開します。
- 議案第34号、副町長の選任について、ご質疑がございましたらどうぞ。

1 4 番 副町長の選任についてでございます、私は副町長さんは過日の町長の推薦のご説明を聞いておりましたが、結婚式の新郎新婦に言われるような美辞麗句で最高のほめ言葉で推薦をされました。私も全くそのとおりでというふうに思っております、これに反対するつもりはないわけなんでございますけれども、1点お聞きをしたいのは、以前にも申し上げましたこれは、といいますのは、最初助役になられまして、確か経歴を見ましたら4年ぐらいで副町長になられたというふうに思っております。

その副町長ですね、副町長に何ゆえ副町長という名前になったのかというふうなところで、そのときに私の意見も言わせていただいております、そのときの答弁もよく覚えております。近隣の町村、市町を連携をしながら話をして進めていくんだというふうな答弁でした。

といいますのは、きょうも何度かお尋ねをしましたが、新しい福崎町の行政の組織、これを見ましたら、町長と副町長が並んでおりました、その間に線が引いてあったり・・・ということで、ずっと並列で並んで、各課が並んでおるということございまして、私はせっかく有能な資質をお持ちの副町長さんが、この8年間実際に具体的にどういうふうな仕事をされておるのかということがよく理解ができません。はっきり申し上げて。助役さんでしたら、町長さんの助役やなどというふうに理解もするんですが、副町長という名前でございますので、これを今後どういうふうにしていこうとされておるのか、町長のご意向をお伺いしてみたいというふうに思います。

町 長 8年間の実績がありますから、この8年間の実績でほぼ皆様方は、この橋本副町長がどんな仕事をされてきたかというのは、ほぼ認識されているのではないかとことでありますけれども、私が副町長に期待するのは、一つはどこの場所へ行っても副になられた方が挨拶される場合は、会長を補佐しとか、あるいは委員長を補佐しとか、すなわち長になっておられる方々のまずは補佐役をするというのが、やっぱり副ということの一つの仕事ではないかというふうに思います。

そして同時に、町長にない知恵、力というのは、きっと別の人でありますから持っておられるわけでありまして。そういう力をさらに長に進言をしたり、その力を用いて組織全体に影響を及ぼしていく、そういうことも期待をするわけでありまして。

したがって、町長を補佐する、しながら、組織もまとめ、知恵も出し、外交努力もしていく。そういう役目をきちっと果たしてほしいと思っておりますし、橋本さんならそういう役をきちりと進めてもらうことができると思っております、提案をさせていただいたわけでございます。

1 4 番 おっしゃるとおりなんです、この町長さんと副町長さんが並列に並んで、この組織では、組織の形態では、町長がおっしゃることはそのとおりで思いますが、よく実際に理解ができない。もっとわかりやすい、せっかくおほめの言葉をいただいて、発言をされましたし、私もそういうふうに思うわけなんです、より町民の皆さんにわかりやすい組織にできないもんかというふうに思うんですね。

副町長ですから、そら恐らく補佐をするというふうなことは、もう誰が考えてもそのとおりでありますが、その補佐いうよりも、補佐だけやなしに、もう少しその実際に今おっしゃったような外交の力とか、財政の明るいところとか、いうふうなところが具体的にそのきちんとわかりやすい組織にできないもんだらうかというふうに私は思うんですがね。どうでしょう、町長。

町 長 冒頭で私の説明、あるいはきょう今述べさせてもらった言葉で、なおかつ足ら

ないと言われるところがあれば、私の国語力、日本語の能力が非常に少ないからだと、その責めは私にあるわけでありまして、お許しをいただきたいと思います。

なおかつわかりやすい表にしていくということで、そういう要望でございますので、そういう要望は今後の検討課題とさせていただきますと、このように思います。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
暫時休憩いたします。

◇

休憩 午後 2時36分

再開 午後 2時36分

◇

議 長 引き続き、会議を再開いたします。

次、発議第1号、議会の権限に属する事項中町長が専決処分することができる事項の指定の一部を改正する指定について、ご質疑がございましたらどうぞ。
ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

以上をもって、本定例会に付議されました全ての案件に対する1件ごとの質疑を終結いたします。

日程第3 討論・採決

議 長 次の日程は、あらかじめご了承を願っております議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第34号及び発議第1号についてでございますが、委員会付託を省略し、本会議においてただいまから即決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第34号及び発議第1号については、本会議において即決することに決定いたしました。

それでは、討論・採決を行います。

議案第1号、専決処分の承認を求めることについて、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第1号、専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次、議案第2号、市川町外三ヶ市町共有財産事務組合議員の承認についてでございます。

難波議員及び吉識議員に申し上げます。地方自治法第117条の規定により、

除斥となりますので、本件の討論、採決が終了するまでの間、しばらく退席をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

◇

休憩 午後 2時39分

再開 午後 2時39分

◇

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

議案第2号、市川町外三ヶ市町共有財産事務組合議員の承認について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第2号、市川町外三ヶ市町共有財産事務組合議員の承認について、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで、難波議員、吉識議員の解除いたします。

暫時休憩いたします。

◇

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時40分

◇

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第3号、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び組合規約の変更について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第3号、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び組合規約の変更について、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第4号、神崎郡障害者介護認定審査会規約の変更について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第4号、神崎郡障害者介護認定審査会規約の変更について、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第34号、副町長の選任についてでございます。副町長の退席を願います。

暫時休憩いたします。

◇

休憩 午後 2時42分

再開 午後 2時42分

◇

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開します。
議案第34号、副町長の選任について、討論がございましたらどうぞ。
(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第34号、副町長の選任について、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第34号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。
暫時休憩いたします。

◇

休憩 午後 2時43分

再開 午後 2時43分

◇

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開します。
ここで、橋本副町長から発言の申し出がございますので、許可いたします。
橋本副町長、登壇願います。

副 町 長 失礼をいたします。ただいまは議案第34号、副町長の選任同意の案件につきまして、議員皆様方全員のご賛同を得ましたこと、深くお礼を申し上げます。
不肖の私にとりましては、この上もなく光栄に思うと同時に、責任の重大さを痛感しているところであります。
議案に添付させていただいております抱負でも申し述べましたが、浅学非才、微力なものでございますが、培った経験と職員の協力のもとに職務の遂行に当たりたいと思っております。

現在、町では自治基本条例を制定するため、有識者による審議会、職員で構成する検討委員会が設置され、原案ができ上がり、住民の意見、パブリックコメントを求めています。自治基本条例の中では、町の将来を決める総合計画も位置づけられております。

少子高齢、人口減少時代を迎え、厳しい財政運営を余儀なくされると思っておりますが、福崎町の伝統である福祉施策と社会保障を守り、健全財政を堅持しつつ、福崎駅周辺整備、ゲリラ豪雨に対する内水対策等、大型事業にも取り組んでいかなければなりません。不要不急の事務事業の見直しや、効率的な行政改革等に取り組みに、職員の資質向上、徹底した情報開示を行い、幹部職員を初め全職員と一丸となってまちづくりに邁進したい所存でございますので、議員各位の温かいご指導をお願い申し上げます。ご賛同へのお礼と挨拶にかえさせていただきます。

本日は本当にありがとうございました。

議 長 次、発議第1号、議会の権限に属する事項中町長が専決処分することができる事項の指定の一部を改正する指定について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
発議第1号、議会の権限に属する事項中町長が専決処分することができる事項の指定の一部を改正する指定について、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、発議第1号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第4 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

議 長 次の日程は、兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙であります。
このことにつきましては、兵庫県後期高齢者医療広域連合長から、広域連合規約第8条により、広域連合議員を1名選出するよう連絡をいただいております。
よって本日の会議で選挙を行うものであります。
それでは、お諮りいたします。
選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選にしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。
重ねてお諮りいたします。
指名推選の方法には、議長が指名することにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議長が指名することに決定しました。
それでは、兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の指名でございます。
副町長、橋本省三氏を指名いたします。
副町長の退席を願います。
暫時休憩いたします。

◇

休憩 午後 2時47分

再開 午後 2時48分

◇

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開します。
ただいま指名をいたしました橋本省三氏を、兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、副町長、橋本省三氏が兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。
暫時休憩いたします。

◇

休憩 午後 2時48分

再開 午後 2時48分

◇

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
当選人が議場にいらっしゃいますので、会議規則第33条第2項の規定により、
当選の告知をいたします。
これをもちまして、兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を終わります。

日程第5 特別委員会の設置

議 長 次の日程は、特別委員会の設置であります。本件を議題としてお諮りいたします。
議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号の4件については、
平成25年度の一般会計を初め、各特別会計の予算審議であります。
お諮りいたします。
平成25年度の一般会計及び各特別会計について、7人の委員で構成する予算
審査特別委員会を設置し、これに付託して審議することにしたいと思っておりますが、
ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第26号から議案第29号の4件につきましては、7人の委員で
構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審議することに決定いた
しました。
重ねてお諮りいたします。
ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委
員会条例第7条の規定により、議長が議会に諮り指名することとなっております。
よって議長が指名することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
それでは指名をいたします。
2番 牛尾雅一議員 4番 小林 博議員
6番 福永繁一議員 8番 難波靖通議員
10番 釜坂道弘議員 12番 富田昭市議員
14番 吉識定和議員
以上の7名を指名いたします。
ただいま指名をいたしました7名を、予算審査特別委員会委員とすることにご
異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、ただいま指名いたしました7名の議員を予算審査特別委員会委員に選
任することに決定いたしました。

日程第6 委員会付託

議 長 次の日程は、委員会付託であります。
それでは、議案第5号から議案第33号までの議案29件をそれぞれの委員会

に付託いたします。

議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号は総務文教常任委員会に、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号は民生常任委員会に、議案第16号、議案第17号は総務文教常任委員会に、議案第18号、議案第19号、議案第20号は民生常任委員会に、議案第21号、議案第22号は産業建設常任委員会に、議案第23号、議案第24号、議案第25号は民生常任委員会に、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号は予算審査特別委員会に、議案第30号、議案第31号は産業建設常任委員会に、議案第32号、議案第33号は民生常任委員会に、以上のとおり付託いたします。

よって、予算審査特別委員会は4件、総務文教常任委員会は6件、民生常任委員会は15件、産業建設常任委員会は4件、以上29件をそれぞれの委員会に付託をいたしますので、よろしく願いいたします。

以上で、本定例会2日目の日程は全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会することにいたします。どうもお疲れさまでございました。

散会 午後 2時53分

議長 なお、予算審査特別委員会委員の方は、3時10分に第1委員会室にご参集をよろしく願いいたします。